

Doc. 2552 Evid.

Folder 15

(2)

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 2552

8 August 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Five-Year Plan for Manchuria:  
Agriculture

Date: Oct 1941 Original  Copy  Language: Japanese

Has it been translated? Yes  No

Has it been photostated? Yes  No

LOCATION OF ORIGINAL

Document Section

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Economic Aggression

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

This document was compiled by the East Asia Research Institute in Oct 1941. It concerns itself only with the agricultural aspects of the Five-Year Plan for Manchuria.

It treats on fertilizers, working expenses, income from soya bean cultivation, income of farmers, cattle, etc.

Analyst: Lt Wilds

Doc. No. 2552

#2552

TATSUO IWATA

THE FIVE YEAR PLAN FOR MANCHURIAN AGRICULTURE

The tables

1. The measurement table of the result in the third year. pp. 13
2. The estimated area to settle the provincial farm and the number of houses to be admitted. pp. 20
3. Comparison of the cultivated areas since the establishment of the state. pp. 29
4. Change of the cultivated areas from 1924 to the year before the establishment of the state. pp. 33
5. Annual general manuring quantity of the fertilizer and absorption quantity of the growing crops. pp. 42

2552

2

6. Comparison of working expenses of JAPAN and MANCHUKUO for per unit

area. PP. 48

7. Working days for per unit. PP. 50

8. Rough income per hectare of the soya bean. PP. 58

9. Change of productivity per hectare of main agricultural crops

in MANCHUKUO. PP. 64

10. Ratio of the groups of farm-house and of the cultivated areas. <sup>PP. 67</sup>

11. The number of farm-house in JAPAN classified by the cultivated

areas. PP. 69

12. Incomes and expenses per house in NORTH MANCHUKUO classified

by the groups of farm-house. PP. 71

2552

3.

13. Capital intensive condition per house classified by the group  
of farm-house in NORTH MANCHUKUO. PP. 74

14. Cultivated area per farmer in view of usual reserved labour  
power. PP. 75

15. Cultivated area per cattle. PP. 77

16. Crops classified by cultivated areas. PP. 78

17. Position of the tenantry in view of the number of house. PP. 82

18. Position of tenant-land. PP. 83

A. The position of tenant-land in view of land property  
relation. PP. 83

B. The position of tenant-land in view of cultivating relation. PP. 84

4.

19. Cultivated area per farmer. pp. 89

20. Ratio of farm-rent incomes of landowner in his general incomes. pp. 90

21. Ratio of productive expenses occupied in the management expenses (general expenses) of landowner. pp. 90

22. Ratio of each terms constructed the management expenses of tenantry. pp. 91

23. Number of cases classified by the contract time of tenant. pp. 94

24. Investigation of yeomanry classified by the groups. pp. 97

44

2552

TATSUO IWATA

Proj. NO.	
S. A. NO.	10052
Sack NO.	6
Item NO.	109

MATERIAL INVESTIGATION OF THE FIVE YEAR PLAN

TO DEVELOP THE MANCHURIA INDUSTRY

Oct. 1941. by The East Asia Research Institute

Agriculture. field

The points of this report. pp. 1

1. The course of the five year plan for agriculture. pp. 8
2. Development of the uncultivated land and reform of the agriculture. pp. 18
3. The terms to realize the agricultural reform. pp. 54
4. The conclusion. pp. 98

Proj. No. \_\_\_\_\_

S. A. No. 10052

Sack No. 6

Item No. 109

SA 10052

Sack 6

#109

秘

00028

資料乙第四十三號 B

(昭和十六年十月印刷)

滿洲國產業開發五個年計畫の資料的調査研究

農業部門

(昭和十五年年度報告)

東亞研究所

Doc # 9552

Doc # 2552



擔當者 囑託 大上末廣

目次

序にかへて

本報告書の要旨

- 一、農業五ヶ年計畫の經過
- 二、未耕地の開発と農業改良
- 三、農事改良實現の諸條件
- 四、結論

序にかへて

一、本報告書は石坂忠之の報告書「滿洲國産業開發五個年計畫の資料的調査研究―農業部門、昭和十四年度 年度報告」の續編をなすものであつて、彼此合せて纏れる一獨立の体系を成してゐる。

二、本報告書を「秘」とせるは、中に取扱へる統計數字に公表を差控ふべきものがあるからである。論旨に「秘」を必要とする個處がある爲ではない。

要 旨

一、本報告書は滿洲國農業開發五ヶ年計畫の内容に關して事實上の説明を加へることを目的としてゐない。事實に關する説明は、石坂忠之の昭和十四年度報告たる「滿洲國産業開發五ヶ年計畫の資料的調査研究―農業部門」に於いてなされてゐる。本報告書はその續編をなすものであつて、彼此合せて一つの纏れる獨立の報告書となつてゐる。

二、滿洲國に現在進行しつゝある農業資源開發計畫は所期の目標に到達してゐない。成績は概して不良であるこの不成績なる農業増産計畫をして所期の目的に到達せしむるには、如何なる條件を必要とするか、この條件の吟味が本報告書の主目的である。

三、現在滿洲國に於ける農業資源開發計畫の實施方法には、大別して土地改良と農事改良の二種類ある。前者には未耕地の開發と灌溉排水施設の擴充を主要内容とする土地改良の二者が含まれてをり、後者

の農事改良には品種改良、肥料の増投、農具改良その他多くのものが屬してゐる。

四、滿洲國の可耕地は凡そ三千四、五百万町歩と推計されてゐるが、既に耕作されてゐる土地は凡そその半分であつて、残の一千五百万町歩前後の土地は未耕作のままに放置されてゐる。その理由はこの廣大なる未耕地の大部分が濕地とアルカリ地であるがために、これを改良するに非れば耕作の不可能なる點に在る。建國以來滿洲國は濕地干拓とアルカリ土壤改良の事業を積極的に進めてきてゐる。ただ既耕地に於ける灌溉排水施設の擴充には殆んどみるべき政策が行はれてゐない。

五、滿洲の年降雨量は極めて少ない。従つて灌溉排水施設特に灌溉施設を充分になすか否かは、農作物の收穫高の上に重大なる影響を及ぼすのである。加之、滿洲農業は零細な經營を主としてゐるが、か

かる零細經營の下に於いて、農業の生産力を高むるに適當なる方法は、農作物の品種改良と肥料の投下を増加することの二つである。品種の改良されない在來種は肥料を多く與へなくとも稔るが、その代り收量は少い。改良品種は正にその反對であつて、肥料を多く與へれば與へるほど多くの收量をあげうる。然るに改良品種が農民の間に廣く普及して、改良品種としての効果をあげるには、先づ土地に充分なる灌溉施設が行はれてゐなければならぬ。品種改良の普及する必要前提は土地改良である。滿洲國ではこの必要なる土地改良事業特に灌溉排水事業が進んでゐないのであるから、先づこの事業の進行をはかることが必要である。然しこれを民間にまかせておけば、直ちに地價が上り、従つて又小作料が騰貴し、これが反對に土地改良事業の進行を妨げる結果となるは、明白である。従つて灌溉排水施設を中心とする土地改良事業は、政府の事業として之を行ふに非ざれば、所期の目的を期し難い。

六、滿洲は農事改良の處女地である。それ故に技術的に考へれば、農事改良を行ふ可能性は充分に存在する。公主嶺農事試験場その他の試験場に於ける實驗の成績に徴するに、僅かの品種改良、僅かの施肥の増加、僅かの農器具の改良によつて、現在の農作物の收穫量よりも遙かに大なる收穫量をあげることが出来る。然るに現實の状態をみるに、右の如き試験場の試験の結果は何ら實際の農家に取り入れられてゐない。これは農家に對する宣傳の足りないことも一原因であらうが、それにも増して重大なる原因は、農民生活が極めて貧困なることである。農事改良は多かれ少かれ經費なしには行はれない。然るに滿洲農民の九割以上のもは吾人の想像も許さないほど貧しい生活をしてをり、僅か十錢、二十錢の出費さへ彼らには非常な負擔であることは、彼らの一日の生活費が僅かに三四錢であるといふことを見ても直ちに明であらう。このことが可能性としては充分に存在する農事改良の實現を妨げてゐる最大の原因である。しかし吾

人の更らに注意すべき問題は單に農業改良が普及しないのみでなく毎年滿洲の地力が枯渇して、段當の收穫量が目立つて減少してゐることである。例へば大豆の如き大正十三年を一〇〇とすれば、昭和十二年に七三に減つてゐる。小麦、高粱、粟凡て然りである。この状態にして改らずんば、農業資源開發計畫は到底所期の目的に達し得ないの言ふ迄もあるまいしかも、かくの如く地力が枯渇して段當收量が毎年減退するのは、農民が貧困であつて、彼らが肥料を充分に支へる力もなく、所謂掠奪農業を行ふからである。それ故に農業資源開發をして國家の目的通りに進行せしむるには、先づ農民の貧困を改造しなければならぬ。

七、然らば何故に農民はかくの如き極端なる貧困を状態に陥つてゐるのか、その第一の原因は農業經營規模が極めて小さいと云ふ點に在る。第二の原因は小作料が高く、従つて地價が高いといふ點に在る。然しこの原因は夫々獨立してゐるのではない。兩者は互にもつれ合

つて有機的關係を保つてゐる。滿洲の小作料は收穫高の四割乃至七割に相當してゐる。これは文字通りの高率小作料であるが、地主の手に一旦はいつた此の小作料は、再び生産的に小作地に返つてこないのが一般の状態であるから、小作料が高ければ高いほど小作人の農業經營能力は益々薄弱となる。他方小作料が高ければ地價も高くなり、従つて自作農の存立基礎も薄弱となる。かくの如き状態の下では益々農民の經營規模は倭少とならざるを得ないが、經營規模が小さくなることは、農作物の栽培が粗雑となり、收量が減少することを意味する。他方また經營規模が縮少すれば、勢ひ小作料が高まらざるを得ぬ。普通には滿洲の耕作規模は日本の如き問題にならぬほど大きい様に考へられてゐるようであるが、これほど誤つた考はない。日本よりもむしろ小さいのである。耕作しうる土地は廣いのであるが、實際に農民の管理できる耕地は極めて小さいのである。八、かくの如くにして、滿洲國の農業資源開發計畫をして、有終の美

をなさしめんには、零細な經營規模の改革と高い小作料を合理的なものにすることが最後の條件をなしてゐるのである。然しこの二つの問題を解決するには、どうしても國家の力に依らねばならぬ。強力な國家の經濟政策が必要である。そして最も急を要する經濟政策、しかも右の二つの問題を解決する上に最も効果のある經濟政策は、興農合作社である。現在の興農合作社にはなほ不充分なるところが多い。これを改革することに依つて、合作社が本來にもつべき機能を十分に發揮せしむることが先決問題である。

以上要言すれば、農業資源開發計畫が國家の目的通りにその實績をあげるには、次の如き順序で國家の政策が遂行されねばならぬ。

第一、灌溉排水施設の擴充

第二、農作物の品種改良

第三、肥料の普及

第四、經營規模の改良と小作料の合理化。そのために興農合作社の

## 一、農業五ヶ年計畫の經過

滿洲國產業開發五ヶ年計畫の一分野として滿洲國農業開發五ヶ年計畫が、康徳四年に着手されてより既四ヶ年を経過した。農業開發五ヶ年計畫が過去の期間に於いて如何なる事實上の經過を辿つて今日に及べるかの事實に關する調査研究は、石坂副調査員の報告書たる『滿洲國產業開發五箇年計畫の資料的調査研究——農業部門、昭和十四年度年度報告』に於いて極めて詳細になされてゐる。本報告書は右の石坂副調査員の報告書の續編をなすものであるがこゝでは農業開發五ヶ年計畫の内容に關する説明は省略して、専ら五ヶ年計畫といふこの滿洲國國家の大目的を實現するには如何なる諸條を必要とするかを明にしたい。そしてそれがために現に實施されてゐる開發計畫の實施に關する諸方策を嚴密に檢討することにする。これが本報告書の主目的とする所である。只以下筆を進めて行く儘宜上、極めて簡単にこの五ヶ年計畫の過去の推移を明白ならしめておかねばならぬ。

滿洲國農業開發五ヶ年計畫の名を以つて呼ばるゝ農業生産政策は、先に述べた通り今日では産業開發五ヶ年計畫の重要な一内容をなしてゐるのであるが、然し農業生産政策そのものは何も産業五ヶ年計畫の實施と同時に始められたものではない。廣く農畜生産政策と名付けられる農業資源開發政策は、大同元年の建國直後から開始されてゐる。ただそれが開拓民政策、及び北邊振興政策と並んで滿洲國の三大政策の一部を構成するほどの重大なる地位を占むるに至つたのは、康徳四年に産業開發五ヶ年政策の着手せられた以後のことである。こゝを轉期に農業政策は、その生産面に於いても又流通面に於いても量質二つながら急速なる發展をみた。従つて當面の問題たる農業生産政策を取扱ふに當つても、これを建國當時から康徳三年にいたる約五ヶ年の第一期と爾後今日に及ぶ同じく約五ヶ年間の第二期に分けて考へねばな

らぬであらう。

第一期に於ける農業生産政策の内容を規定せるものは、言ふまでもなく大同二年に發展された滿洲國經濟建設綱要であるが、綱要はその第五項に農業開發なる一項を掲げて、農業の國の産業として重んずべき所以を力説し、且つ農業富源生産力の開發目標は、「外國に依存する農産物の自給を圖ると共に、一般農産物の輸出に努め、以つて農民大衆の福利を増進しその生活を向上」せしむる點にあるとした。その具体的内容をみると、小大豆、高粱、粟、玉蜀黍の如き基本的なる普通作物の品種改良と栽培の獎勵、(2)操棉年産額一億五千萬斤を目標とする棉發の増殖、(3)同じく年産二千萬石を目標とする小麥の改良増産、(4)煙草、麻類、落花生、胡麻、忽布、甜菜、果樹、蔬菜、柞蠶の指導獎勵となつてゐる。ところが、建國當時滿洲の農業は深刻なる世界恐慌に襲はれてゐたので、この計畫がその聲明通りに行はれ難かつたのは蓋し當然であらう。概括的にみれば、大豆、小麥、高粱等の般農産

物はあつては、政策の重點が改良増産よりもむしろ市場並に價格の統制に置かれ、市場政策と價格政策を並行せしむることによつて、恐慌を打開せんとする努力が主としてなされた。これに對して棉花、その他の原料農産物では増産そのことを目的とする政策が積極的に進められたのみでなく、その成績にも可なり見る可きものがあつた。滿洲國の農業生産政策は、この意味で先づ原料農産物の開發から出發したと言ふことが出來よう。

然るに、さしもの恐慌も康德三年ころには後退したのみでなく、國內の政治經濟建設の基礎も亦ほゞ成り、他面世界政治情勢別して日滿兩國をめぐる極東の情勢が漸く急迫化を告げたのも丁度康德三、四年ころであつたかゝる事實を背景として康德四年に全國民的規模に於ける産業開發計畫が樹立せられ、農業生産政策も第二期にはいつたのである。康德四年にかく樹立せられた農業生産政策は、その後前後二回の修正をうけて今日に及んでゐる。即ち康德四年の春樹立された當時

の生産政策には、特殊農産物は勿論主要なる普通の農産物も殆んど悉く網羅されてゐたといへ、開發の主點は原料農産物と特需農産物におかれ、普通農産物はむしろ従たる地位を占むるに過ぎなかつた。然るにこの政策の實施後間もなく支那事變が勃發したので、事變に即應するため政策の内容と方針も變更の止むなきに至つたのである。日滿兩國の物資動員計畫と生産力擴充計畫の進捗は、いよいよ強く滿洲大豆その他輸出農産物を要求するのであり、事變の長期化にもなひ漸く表面化した日本の飼料問題と食糧問題の解決に亦滿洲農業は應へねばならぬ。しかも問題はこれのみには止らなかつた。滿洲農業は、他方では支那別して北支農業をも亦考慮に入れねばならぬようになつたからである。北支那はもとも食糧自給の國難なところである。従つて棉花その他の原料農産物の栽培に好適な諸條件を具へてゐる。従つて北支那に於ける農業建設の進むにもなひ、これとの關係に於いて滿洲農業開發に於ける原料農産物の地位が相對的に低下するとは反對に、

普通農産物別として食糧農産物の地位が高まらざるを得なかつたのである。支那事變を通して、日滿支三ヶ國の農業は、右の如き方向に於いてより緊密なる有機的關係を取り結んだのであり、滿洲國農業開發政策は、かゝる全体の關係の中に在つて東亞の食糧生産者としての自覺を高め、その任務の遂行に向つて全努力を傾けてゐるのである。

康徳四年に開始された第二期の滿洲國農業開發政策に於ける第一次計畫の内容及び第二次、第三次修正計畫の内容に就ては、先に指摘せる石坂副調査員の昭和十四年度年度報告を参照されたい。然し以下の論述を進むる上で是非必要なことは、農業開發計畫の實績が如何になつてゐるかを明白ならしめておくことである。そこで次に實績を簡単に検討するに、それは次表に示す如き姿を表はしてゐる。

第三年度實績測定表  
右作は面積（千陌）  
左生産量（千廬）

種目	第三年度 實績豫想	第三年 度計畫	第一年度 實績	第二年度 實績	第三年度計畫 増減
----	--------------	------------	------------	------------	--------------



水	陸	小	大	高	粟	玉	荏
稻	稻	麥	豆	梁	黍	蜀黍	苳
二八五・四 七〇二・一	一〇三・七 一〇〇・五	一、二九〇・一 九三八・七	四一六三・三 四〇五四・四	三八九九・九 四五六七・六	三、六八二・〇 三、五三一・二	一、九七七・四 二、四六八・二	一三六・二 七〇〇・一
二八三・五 四九〇・七	一〇〇・〇 八四・八	一、二九六・八 一、〇九九・七	三、九二四・〇 四、六五〇・〇	三、九〇二・二 五、二九八・九	三、六二八・二 四、一三一・〇	一、八六四・六 二、八〇三・二	一六五・〇 一四〇・〇
二一五・〇 三八四・八	一〇五・九 九三・九	一、二四八・七 一、一〇〇・七	三、六九七・〇 四、二二五・〇	三、五三八・一 四、五〇八・九	三、七三三・〇 三、六七六・一	一、四二二・〇 一、二二七・〇	一五六・〇 一二二・七
二五三・〇 四二九・九	一〇四・〇 九三・三	一、二〇三・六 九四三・六	四〇一九・六 四、六七三・〇	三、七八七・一 四、九一九・〇	三、四七五・二 三、七五六・八	一、七九三・五 二、六一七・九	一六七・七 一二三・二
△二一・一 二一・四	一五・七 三・七	△一六・一 一六・七	△五九・五 二二・四	△七三・一 二・三	△五八・八 五三・八	△三三・五 一一・二	△六九・九 二八・八

即ち第三年度の實績をみるに、計畫目標に到達せるものは水稲と陸稻のみであつて、この兩者は作は面積に於いても、又收穫高に於いても良成績をあげてゐる。然しその他の作物は凡て計畫通りに行つてはゐない。日滿支食糧需給並に對日肥飼料補給の見地より主要性を加へたる高粱。粟。玉蜀黍は作は面積に於いて前年度より増加はせるものゝ、收穫量に於ては凡て計畫に達せず、前年度よりも減少の傾向に在る。又資財獲得の重要使命を帯びて増産に拍車を加はへられたる大豆を見るに、作は面積四一六三千陌、收穫豫想高四〇五四千應、へ夕夕ル當り收量は〇。九七キ口で、之を前年に比較すると作付面積は二九四千陌の増大なるに、收穫高は五六二千應即ち一割一分の減退である。計畫通りに行けば四六〇萬應の收量でなければならぬ筈であつて、計畫數量に達せざること實に五五萬應である。棉花。ケナフ。ルイシ等の特用作物については實數を知り得ないが、これらの作物の特種と第三年度の天候に鑑みて計畫通りの實績をあげてゐるとは考へられ

ない。これらの特用作物は第一年度より成績をあげてゐないのである。本報告書の執筆に到るまでには、不幸第四年度の實績に關しては何ら具体的資料を入手し得なかつたのであるが、仄聞する所によれば農民が意識的に割當作物の栽培を廻避する傾向ありとのことであるから、第三年度以上の良成績であると考へることには可成の無理があらう。然しこの問題は實證し得ないことであるから暫らく間はなほとしても、第一年度より第三年度までの實績をみるに、年によりて極めてはげしい増減がある。收穫高豫想調査の證明するところでは、かゝる増減の最大原因をなすものは天候の好悪である。農業の如き有機的生産に在つては、外界の自然條件が之に特に甚だしい影響を及ぼすは言ふまでもない。けれども國家の増産計畫が計畫の名に値するためには、かくの如き外界の自然的諸條件を克服して、生産量を天の恣意から衛り、これを恒常化せしめねばならぬ。換言すれば生産の安定化こそ計畫の骨子をなすのであつて、計畫が外界の自然條件のまゝに動かされては、

計畫とは稱し難いのである。

かくして滿洲國農業開發五ヶ年計畫をして國家の目的通りに實現せしむるには如何なる條件を必要とするか、の問題が嚴密に検討されねばならぬ。

## 二、未耕地の開発と農事改良

以上に於いて滿洲國農業開發政策が現にもつてゐる意義と過去の経過について大様の説明を加はへた。それによれば、不幸にしてこの農業開發計畫は所期の成績をあげてゐないのである、では所期の目的を實現するには如何にすべきであるか。この國家目的の實現を期するために如何なることが必要であるかを確定するため、右の如き重大なる意義を有するこの農業生産政策が現に如何なる方法によつて遂行されてゐるかを検討しなければならぬ。現在政府の行ひつゝある實施方法には凡そ次の如きものがある。

1. 主として北滿に存在する廣大なる未耕地の開墾
2. 肥料の改善と普及
3. 農具の改良と普及
4. 灌溉、排水、設備の普及
5. 耕作技術の改善
6. 優良種子の配布と品種改良

7. 病蟲害の驅除
8. 農業の指導と模範農場の設定、農事試験機關の擴張
9. 農事共同施設の獎勵
10. 興農合作社の普及
11. 農地制度の整備。

凡そこの十一項目である。ところがこのうち農地制度の整備は、今日までのところ大體舊地券制度の改廢にとどまつてをり、農業共同施設にもまた殆んど何ら見るべきものがない。たと一人興農合作社のみが、舊金融・農事兩合作社の統合を経てその體系をととのへ、全國的に普及してゐるとはいへ、このものが現在行ひつゝある仕事は、農耕資金の貸與、改良種子の配布、栽培の指導、共同施設の獎勵、共同の販購買事業の遂行、交易市場の經營等であるが、これらの中のあるものは山搦の一から八までの項目と重複してゐる。合作社の本來任務とするところは、農業生産並に流通の諸行程を合理化しつゝ、廣汎なる

農民を國家の命ずる秩序に従つて組織する點にある。滿洲農民の如き嘗つて國家生活の經驗に乏しく國家的訓練を経たことのない無組織農民に對して、合作社の演ずべき役割は極めて重大である。けれども農民の國民的組織化は直接には農業富源生産力の開發に何ら關係はなく、只開發の條件をなすに過ぎないであらう。農事共同施設と土地制度の整備も亦開發のための條件であるが、兩者は何れも未着手の状態に在るから、今日滿洲國で開發條件として實施されてゐるものは只合作社のみである。これに反して、未耕地の開墾による作付面積の擴張から肥料、農具の改善と普及、或は灌溉排水施設の擴張等をへて病蟲害の驅除に至る各項目は、農業の生産性を外延的にか内包的にか兎も角増進せしむることを直接の目的としてゐるものであり、農事試験機關や模範農場は只これが實施の任に當るものに外ならぬ。そしてこのうち耕地の開發による作付面積の増加は、農業生産性の外延的發達を意圖するものであることは説明の要なく、また肥料、農具、灌溉排水等の

改善による農耕技術の改革や、品種の改善、病蟲害の驅除の如きは内包的に（土地並に労働の生産性を維持増進せんことを目的とする所謂農事改良に屬する。政府の現實に採用せる増産方法は、かくして耕地面積の擴大と農事改良とに分つことが出来るであらう。

抑々農業に於ける増産政策は農業生産性の増大政策に外ならぬのであるが、農業の生産性を高むるには一般に二つの方法がある。第一は耕作面積の擴張であるが、これは土地私有制の下では第一形態の差額地代の發生する如き方法である。第二は既耕地に對して追加資本を投下する方法であり、これが投下は農事改良といふ形態をとるが、こゝでは第二形態の差額地代が發生する。問題の本質はこゝに横はつてゐる。然しそれは兎も角として、滿洲國に於ける農業生産性の増大方法も亦、右に指摘した通りこの二つの線を同時に辿つてゐるのである。然らばこの二つの線に沿ふ滿洲農業生産性の上向には、果してその可能性ありや、否や若しあるとすれば之を實現するための條件は

何であるか。以下この問題について考察を進めつゝ、さきに述べたる如き重大なる意義を有する滿洲國國家の目的貫徹に些かなりとも寄與せんとするのである。

最初に耕地改良の問題からみたい。生産政策上に於ける耕地改良の問題には、言ふまでもなく作付面積増大即ち未耕地の開発と、灌溉排水施設の改善を中心とする耕地改良の二項目を内容とする。先づ前者からみるに、何れの國に在つても農産物増産運動は多かれ少かれ耕作地の擴張運動である。例へば今日ドイツの行へる農業生産力擴張計畫は、一九三四年秋の農民大會に於ける増産戦争 (Erzeugungs chlacht) の宣言に端を發し、三六年以來實施せられた經濟四ヶ年計畫の一部に

加はへられてより一段と進捗したが、この農業生産力擴張計畫の實施方法には、肥料の改良普及等による土地利用の集約度の向上と飼料利用の能率高き家畜の普及等による經營内部の生産物利用の合理化の外になほ生産的地目の擴張があり、最後の生産的地目の擴張は土地改良

特に灌漑設備の普及による耕地改良、牧野の耕地化、開墾干拓事業の遂行等を含んでゐる。明治維新以後今日に及ぶ日本農業の生産力の發達には目ざましきものがある。例へば明治初年を基數とせる米の生産高指數は昭和に入つて一五四を示すに至つたが、之にはやはり開墾や水利事業の遂行が與つて力があり、また大正八年に始まり昭和八年に終つた鮮米増殖計畫の成功も亦、大部分地目變更や開墾、干拓に力を負ふのである。

ところが、滿洲國に於いては開墾干拓等による作付面積の擴張を通して農業の生産性を外延的に高むる可能性は、右の諸國に比較して非常に大きい。滿洲國に於ける可耕地總面積は凡そ三千三百万陌（一陌は約一町）に上るが、そのうち既に耕作されてゐるものは一千五百万陌に過ぎないとされてゐる。つまり可耕地の凡そ半分以上のものが未墾の原野のままに放置されてをり、しかも主として北滿に偏在するのであるが、一千七百万陌余に上るこの未耕地の大部分は、アルカリ地

帯と濕地々帯から成つてゐる。従つて廣大なる國土がかく未耕地として今日まで残されてきた原因の一半は、滿洲本來の技術を以つてしてはこれらのアルカリ地帯や濕地地帯を征服し得なかつた點に在るであらう。然るに滿洲國の建立以後、政府は銳意これらの未耕地の調査と研究を進めた。その結果各専門家の意見の一致するところは、未耕地は殆んど凡て熟田化しうるといふことである。滿洲の大濕地帯は多く黒龍江、松花江、牡丹江及びこれら大河川の支流に接する地方に存在する。これらの地方は河水の氾濫地に位し、地下水位高く、従つて平素でも過濕の状態に在る沖積地であるが、僅かの勞働力を加はふれば可耕地となりうる土地も少くない。然し大部分は氾濫を防ぎ、排水路を掘鑿する等の工事階梯を経て始めて開發の行はるべき未墾地である。アルカリ地帯は殆んど國の中央部に介在し、北は嫩江を挾んでその東西に横がり、南は遼河の沿岸地帯から遠く遼東灣の濱邊に及ぶ大地積を占むる風成の沖積層である。このアルカリ地帯は波狀の起伏ある平

地である。従つて凸地の高くなつてゐる部分は、地下水位高く、殆んど鹽分を含まないか、或は含んでゐても植物の生育に何ら差支へない程度のもので直ちに開發利用が可能である。現にまた既に耕作されてゐるところもある。地下水位の低い凹地は鹽分の含有量大で且つ大體の場合濕地をなしてゐる。<sup>8)</sup>問題はこの凹地のアルカリ土壤改良に在るが、これとてもやゝ大規模な排水溝を開鑿して全體の地下水位を低下し、縦んば土地の下層に至るまで完全な除鹽作用を行ひ得ないとしても、毛細管運動により水溶液が地表に到達しえない程度にまで地下水位が降るやうに仕向け、地方雨期の氾濫或は停滯水を防止し、速かに排水溝によつて外域に導くやうにすれば、年降雨量は僅少でも除々に鹽類を件つて排水溝に流出し、土地改良の効果をあげうる。今後簡單に土性を改良し開墾しうる未墾地は五百万町と見積られてゐるから、やゝ大規模な右の如き農業土木事業の對象となる土地は一千万町歩内外となる。

註一、滿洲國の總可耕地は、三、〇〇〇万陌ともいはれ、三、二〇〇

〇万陌とも稱せられ、或はまた三、四〇〇〇万陌とも見積られてゐる。(第一次、第三次滿洲帝國年報)。こゝでは産業部臣官房資料科編「滿洲國産業概観」康法四年版に従ふ。

二、可知貫一博士「滿洲國亞爾加里地の改良」(農業と經濟、昭和十四年七月號)二九頁

三、大杉繁博士「滿洲國アルカリ地帯土壤の諸問題」(農業と經濟、昭和十四年八月號)四頁、五頁

四、可知博士、前掲論文、三九頁。大杉博士も亦「地下水位の低い處では鹽類の含有量大であつて之を除去しないでは開發は不可能であるが、余の見るところでは、滿洲國の場合敢て改良不可能とは信じない」と言つてをらるゝ。(大杉博士前掲論文、六頁)

自然科学の證明するところでは、滿洲國の廣大なる未耕地は開墾し

て美田化しうるのである。そののみではない。左に摘記せる如き研究の結果にもとづいて、可耕未墾地の開拓事業は建國後早くから開始され、康徳六年から一層大規模に具體化して現實に進行してゐる。即ち康徳六年三月に滿洲土地開發株式會社設立要綱の決定をみ、六月一日特殊會社として會社が設立された。その特色をみるに、土地開發がその影響するところ大なるに鑑みて、土地會社に對する政府の監督命令權が他の特殊會社よりも強化されてをり、政府は資本金二千萬圓の金額出資をなしてゐる。會社の事業内容は、政府、滿拓又は公共團體の取得せる未利用地の開發、工事の請負、特に政府の命令する土地改良に關する事業及びその附帶事業（定款第二條）であり、既に着手せられた第一期計畫は第一年度一萬町歩の開墾、第二年度二〇萬町歩、三年度以降各四〇萬町歩とし、二十ヶ年に七五〇萬町歩を開拓する計畫である。これが水田と畑地の割合は、日本農業開拓民の營農標準に従つて水田一割、畑地九割とする方針であるが、工事完了後は未利用

地の國有原則に従ひ政府に引渡し、所要經費は一切政府が支辨する。又かゝる内容をもつ土地開發會社の開墾地は、主として日本農業開拓民の用地に當てるのである。然るにこの外になほ濱江省、三江省、牡丹江省、龍江省等の北滿の諸省に於て計畫實施されてゐる農地造成計畫なるものがある。これは原住農民の移住、定着或は邦農開拓民との調和をはかり、農産物の増殖をなすがために、邦農開拓民用地以外の未耕地を開墾することを目的としてゐる。國內移民を目的とするこの省營農地造成計畫は、第一表に見る如く現在のところ三省合計三六八、第一表 省農地造成豫定面積及收容戶數

省	造成豫定面積 (陌)	收容戶數	一戶當面積 (陌)	備考
濱江省	一四七、四〇〇	二〇、〇〇〇	七、三七	二十ヶ年間收容
牡丹江省	一〇〇、八〇〇	一四、〇〇〇	七、二〇	三年間收容
三江省	一一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	八、〇〇	二年間收容

二〇〇〇陌未墾地を、

三九、〇〇〇戶の豫定收容農家に役畜、農具、飼料、食糧等を供給することによつて開墾

〔備考〕滿拓企業課「濱江、牡丹江、三江省農地造成計畫要點比較」康徳六年五月



せしめんとするものであり、省指導の下に縣合作社、協和會その他の關係諸機關の協力を得て進行してゐる。收容農家は何れも省内農民であつて、これら入植農民に對する條件は、當分縣有地の小作人とするものも將来自作農たらしむるもの、縣有地の永力作人たらしむるもの等一定しない。

かくの如く耕地面積の擴張といふ形態をとつた農業生産性の外延的發達は、現在すでに着々と進捗しつゝある。第二表にみる如き大同元

第一表 建國後の作付面積比較(單位万陌)

大同元年	一、一八三
二年	一、三二四
康往元年	一、一七一
二年	一、一八九
三年	一、三九五
四年	一、四五四
五年	一、四〇八
六年	一、九〇〇

元年から康徳六年にいたる作付面積の驚くべき増大は、必ずしも凡て開墾によるものではなく、二荒地の回復も手傳つてゐるが、然し開墾の力も亦無視し難いであらう。

〔備考〕各年度ノ滿洲國農産物收穫高調査。

次に灌溉排水施設の普及を中心とする土地改良事業について述べたい。尤もこの土地改良事業は未耕地の開発の場合に於いては、改良と開發とは事實上並行するのであるが、既耕地に在つては、灌溉排水改良事業が單獨に行はれる。滿洲國に於ける土地改良事業の主要内容をなすべきものは灌溉排水の改良事業である。滿洲の降雨は六、七、八の夏季の三ヶ月に偏倚してゐるのみでなく、地方的にも降雨量に偏差があり、且つまた一般に年降雨量は甚だしく僅少である。滿洲農業が乾燥農業であると言はれる所以である。かくの如き乾燥農業であるが故に、灌溉排水施設が普及するや否やは作物の收穫高に非常に大きな影響を與へることとなる。のみならず、優良品種なるものは多肥作物であつて、肥料を多く施用することによつてより多くの收穫をあげうる作物である。之に反して未だ品種改良の行はれない在來種は、長い年月にわたつて自然淘汰をうけ、外界の自然の影響に對しては雜草の強靱さを以つて耐へうるが、肥料を多く加はふることによつて多くの

收穫をあげると云ふことは出来ない。然るに多肥作物であり、従つて未だ多收量作物たる優良品種が普及するには、先づ土地改良事業の先を行ふことが必要とされる。農器具、役畜その他の生産手段の如き適用には一定の大きさの経営規模を必要とし、これなくしては全く不可能であるのとは異り、優良品種の普及は如何に零細な経営規模の上に行はれうるのかであるが、然しそれにはたゞ土地改良が既に行はれてゐると云ふことのみが必要である。灌溉排水施設の充分ならざる所になつては、常に優良品種の普及は不可能なるのみならず、たとひ普及しても優良品種としての効果を現はさない。土地改良事業はかくの如き意味をもつのであるが、滿洲の既耕地は土地改良事業に對しては全くの處女地である。灌溉排水施設を中心とする土地改良事業は、河川の改修事業を多かれ少かれともなるのであるが、滿洲では今日まで之が殆んど緒についてゐないのであるから、農作物の收穫を安定化するのみならず、その收量を増加せしむるには、何よりも先づ灌溉排水施

設の普及を必要とする。先に説明した如く、滿洲の農作物が年によりてその收量に大きい變動があり、僅かの氣候の變化にさへ影響されてゐる。かくの如きは農作物の上つても立つ土盤たる耕地が、未だ何らの改良をも加はへられてゐない所に主要なる原因がある。

然らば未耕地の開拓と土地改良といふ形態をとれる農業生産性の外延的發達は、如何なる條件の下に於いても常に可能であるか。これを制約する條件には少くとも二つある。先に説明した通り、未耕地の開墾と土地改良とは如何なる場合に於いても、農業土木事業であり、治水利水事業であるから、これらの諸事業はこれを可能ならしむる資材の點で先づ制約をうける。特に今日の如き物資不足の状態の下では然りである。けれども、この問題に深く立ち入ることは余り必要ではあるまい。

第二の制約條件は土地私有制である。日本内地に今日なほ四十七万町歩余の開墾見込地があるにも拘はらず、古來空しく山林原野として

捨て、顧られず、耕境内にはいつて來ない直接の理由は、我國では水田作を伴はざる普通畑作の獨立經營は經濟的に成立し難いのに、これらの未耕地の大部分が水利の便を持ちえない洪積土壤の高臺地域に屬するといふ點に在るとしても、かくの如き普通畑作の獨立的經營を不可能ならしむるところのものは、土地の私有制にもとづく社會的經濟諸關係であるとするところのものが出来る。近代に於ける滿洲の開墾はほゞ清朝の中期以後に始まつたと見ることが出来るであらうが、最初に先づ遼河下流地域に始まり、次第に遼河と松花江をつなぐ線に沿つて北に伸び、十九世紀の五〇年代以降開墾の中心は全く北滿に移つたのである。いま開墾の速度が作付面積の上に反映するものとすれば、第三表

第三表 一九二四年以後建國前年までの作付面積推移

九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
三	三	二	二	二	二	二	二	二	二
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
三	三	二	二	〇	〇	八	八	八	八
七	二	八	八	四	八	七	四	八	八
三	四	五	六	五	八	四	八	八	八
三	九	一	〇	九	二	三	八	八	八
二	三	二	二	一	五	〇	八	八	八
五	二	六	九	九	七	二	二	二	二
〇	〇	〇	〇	七	四	九	七	六	六
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	六	三	三	〇	八	六	八	八	八

〔備考〕一、滿鐵「滿洲農作物收穫高豫想」多作製  
二、指數八一九二七年ヲ一〇〇トス

に見らるゝ通り、作付面積の増加率は一九二七年までは非常に大きい、それ以後急速に鈍化してゐる。これは何を意味す

るか。清末以後滿洲建國に至るまでの北滿の開墾に當つて重大なる役割を演じたものは、有力なる官吏、軍人、富裕なる商人、大地主などあつたが、土地の拂下價格が極めて低廉であつたことや、開墾直後六ヶ年の租税免除、開墾地の七割課税等の諸條件は、潮の如き勢を以つて開墾地を増大せしめた。然るに第一次歐洲大戰後の約十ヶ年は大豆従つて又諸他の農産物の價格が奔騰した時代であり、いはゞ滿洲農業の黄金時代を劃したが、かゝる黄金期の恩澤を主として受けることの出来たものは殆んどこれらの大土地所有者であつた。従つて農業經營に従事するよりも土地を所有することより有利となり、地價が異常に昂騰し、所有地を機を見て手離すことが、徒らに意大なる利益を約束する結果となつた。舊滿洲農業の黄金時代に對つて開墾速度の鈍らざるを得なかつた所以である。開墾の速度を遅らせる原因には、勿論この他に地勢、地質その他に地物の自然の條件もあるが、然し土地私有制とこれにもとづく地價の高騰が、未耕地の開発を左右する大きいよ

り要素として作用するは否定できない。それ故に、康德五年十二月滿洲國政府より公表せられた未利用地開發要綱が、未利用地はこれが総合的、有機的開發を圖るために、之を國家に於いて適正妥當なる價格を以つて收用すると決定したのは、實に正しいやり方であると言はねばならぬであらう。この開發要綱は、今有林農村備林の設定、畜産増殖に伴ひ必要とする牧野、開拓民入植に要する耕地、農産増殖に要する農地等、林業、畜産、農業に關して將來必要を豫想せらるゝ用地の問題を擧げて處理するものであり、國內未利用地處理に關する今後の方針を指示して滿洲國開拓史上一大エポックを劃したものである。

註一、大槻正男博士「國家生活と農業」岩波書店、昭和十四年十一月 四―五頁

二、滿洲國未利用地開發要綱の要點は次の通りである。

(1) 未利用地は常に開拓民のみならず、廣く國內農民の利用開發に供す。

(2) 未利用地は、これが総合的有機的開發を圖るために之を國家に於て適正妥當なる價格を以つて收用す。

(3) 本要綱に於て目標とする未開發地域は、吉林、濱江、牡丹江、三江、黒河の各省及び興安東省の拂下地域とす。

(4) 集團開拓民の目的を以てする一般私有既墾地の買収は原則として之を行はず。

(5) 今後滿拓及び鮮拓は直接土地の取得を行はざるものとす。

(6) 未利用地とは現に耕作され居らざる土地（濕地を含む）にして左のものを除く。

(イ) 放牧用地

(ロ) その他現に常時利用されてゐる土地

そこで農事改良の可能性に關する問題に移りたい。農事改良とは、農業耕作方法又は農耕種組織の技術的改良を意味するのであり、灌溉、排水の諸施設、土地改良、農具、肥料、種子、農作物の品種、その上

に生長する作物の生産と土地利用の關係等に關する諸技術の改良を行ひ、かくすることに依つて土地の生産性或は勞働の生産性を高むることを目的とする。然し、これを農業經營の立場からみれば、經營内部に改良されたる農具、その他の形態をとれる追加資本が流入して農業の生産性が増大することに外ならず、農事改良に關する經濟學上の問題の本質はこゝに伏在してゐる。

總じて滿洲の農耕方法もその組織も、遠く支那本土から移植されたものであつて、これが長年月にわたり滿洲各地の自然的經濟的諸條件によつて地域的變化をとげつゝ今日に及んだ。農耕過程に於ける主要生産要素、即ち自然力と資本及び勞働の結合關係如何によつて、農耕は集約的か粗放的かに分けられるのであるが、この區分に從つて滿洲農耕の特質を示せば、それは完全なる意味での粗放農法である<sup>1)</sup>。一般に農具の構造と性能は、農業生産の發達の程度如何を測るべき好舊の指標である。南北滿洲を通じて農具の構造は一様に原始的で粗

雑であり、鐵と木と石がその良要材料となつてはゐるものゝ、木が大部分を占め、僅かの鐵製部分と石製の部分が購入される他は殆んど自家で製造し、或は近隣の大工に材料を提供して作らせ、修理の如き大體自家で之を行ふ。従つてその價格は極めて安いが、堅牢で長年の使用に堪えうる。普通滿洲の農家で使用せらるゝ農具の種類は數十種以上にするであらう。そのうち主要農具は凡て役畜に索引せしめて使用され、その際人間の勞働力は役畜を驅使するための單なる補助的役割を果すに過ぎない。人間の勞働力が主となるは、たゞ播種、除草、刈取り、收穫物の風撰等の場合に限られる。かくの如く耕作の勞働過程で役畜による農具の使用が主要なる地位を占むれば、勢ひ一戸當の耕作面積は大となるが、これは耕地生産力の相對的に低い畑の耕作が滿洲では大部分を占むるのみならず、そこに栽培せらるゝ主要作物が殆んど悉く低級作物に屬することによつて基因する。即ちかゝる條件の下では自ら單位面積當の人に收容力が小なり、それ故にまた一家の生計を支

へるには比較的大面積の耕作をなさねばならぬからであるが、然しまたこのことが反對にまた、生産力發達水準の低い滿洲では農具の發達を遅らせる重大なる制約條件となつてゐる。これを水田を主とする日本農業に於ける鋤耕と比較せば、以上の説明は一層明白となるであらう。

註一、コンスタンチノフは北滿農業の一特色をヨロツバ農家の見地から指摘して、單位面積當りの使用勞働量が大である點に於いて集散的であるが、農具の粗雑なことや土地改良費を惜む等の點で粗放的であるとなしてゐる。(石田精一氏譯)「北滿に於ける農業」滿鐵調査月報 昭和十三年八月號 一九八頁)

二、滿鐵農事試驗場「改訂滿洲の在來農具」(農事試驗場彙報第二十九號) 昭和六年五月 七頁以下

農業耕作方法の進歩の程度を表示する他の標準は肥料である。ところが、滿洲に於ける肥料の決定的部分は肥効果の極めて少い土糞から

成つてゐる。言ふまでもなく、肥料は土壤の理化學的並に微生物學的性質と密接なる關係にある。滿洲土壤の化學的特質として指摘されるところは、南滿では概して鹽基性反應を呈する土壤が分布し、北滿地方には中性から酸性の土壤が多いことである。植物の生育にとつて重要な腐植質及び窒素の土壤中に於ける含有量は、共に土壤の化學的性質に左右され、鹽基性强き土壤では少く、中性より酸性に偏するに従つて次第に増加するから、滿洲の土壤に本來含まるゝ腐植質と窒素の量は、南より北に向ふに従つて増加するが、平均的には可成り貧弱なものとされてゐる。これを日本内地及び臺灣や朝鮮と比較するに、滿洲に於ける兩者の含有量は、内地には勿論臺灣や朝鮮にも劣つてゐる。たゞ土壤の生産力に比較的影響の少い燐酸と加里の量は、日本の土壤と著しき差異はなく、むしろ大なる傾向にある。然し土壤がもつ本來の自然的生産力は、單に腐植質、窒素、燐酸、加里等の肥料分の外になほ、土中の微生物の活動とも關係する。滿洲の土壤中に於ける

各種細菌のアンモニア化成作用、硝酸化成作用、窒素固定作用等は可成り高い。これら細菌の活動は鹽基性反應を呈する土壤に於いては盛になるからである。従つて滿洲に於けるかくの如き土壤細菌の比較的高い作用は、前述の如き土壤の化學的性質より來る耕地生産力の欠陥を幾部分かは補ふてあらうが、それにしても全體として尙ほ滿洲土壤の自然的生産力が相對的に貧弱なるは否定出來ない。

然るに滿洲に於ける肥料の根幹をなす土糞は、かくの如き土壤の欠陥を補ふ上に余り役立たない。土糞の成分は水分六〇・三〇〇% 窒素二・四一% 磷酸二・七二二% 加里一・一八五%に過ぎず。硫安の肥効果を一〇〇とすれば土糞の肥料率は僅かに二〇%内外にとどまり、成分の點に於いてもまた、肥料率の上にも、その價值はまことに低い。滿洲の如く氣候乾燥して而も特に南滿の如き砂質の土壤の多い處では、厩肥、や堆肥等の有機質肥料の施用は、土壤中に欠乏せる窒素及び腐植質を補給する以外に土壤の保水力を増大せしめ、地温を

保つ上に有効なる働をなすとはいへ、これら肥料の普及度は土糞に比しては殆んど問題とするに足りない。金肥は南滿の園藝的細農地帯では年々使用量が増加し、高級な原料作物には勿論普通作物にも僅かながら施されてゐるが、北、中滿では殆んど用ひられず、全體に於ける比重も亦極めて軽い。然しこれのみではない。右の如く土糞は肥料價値の乏しいものであるが、しかも滿洲ではその使用量が一般に極めて少いのである。關東洲や連京線或は安奉線の如き南滿の園藝的細農地帯では毎年土糞を施用するが、その他の南滿地方では二年に一回の割合であり、それから北に進むに比例して次第に少くなり、三年に一回、四年に一回となり、遂には全き無施肥の状態を現出する。滿洲農家に於ける一ヶ年の土糞生産量は約六、〇〇〇万噸と見積られるが、窒素

第四表 土糞の年總施用量と作物の吸収量(單位噸) に於いては作物の要求量の僅か三分の一

	窒素	磷酸	加里
土糞總施用量	二一、八〇〇	二九、四〇〇	二七、八〇〇
作物吸収量	七、九八四	四、四〇〇	三、四六七
	四、四〇〇	六、二七九	六、二三四

も施されず、磷酸と

〔備考〕五十子卷三氏「滿洲帝國經濟全集」第十輯 農政篇上 八八頁

加里では二分の一前後が與へられるに過ぎない。

註一、拓植利久氏「滿洲既耕地の生産力と肥料」(農業と經濟 四

和十四年七月號) 四六一—四八頁

二、大杉繁博士の研究による「拓植氏、全上五四頁、五五頁より再録」

三、滿鐵農事試験場「滿洲の在來肥料」 大正八年七月 一三三頁。但しこの數字は、營口、遼陽、奉天、開原の南滿四個所より採取せる土壤の平均値である。

四、五十子卷三氏「滿洲帝國經濟全集」第十輯 農政篇上 康德六年十二月 八八頁。

滿洲土壤の理學的性質をみると、北滿地方は植質のものが多いが、南に下に從ひ減少して次第に砂質の土壤が多くなる。然るに滿洲に於ける降雨量は平均して比較的少い上に、年降雨量の三分の二までが六

七月の夏季に集中してゐるから、植土の北滿では降雨期に大量の雨水を一時に吸収し得ずして土壤の流出激し、地方を減耗せしむる。南滿の砂壤土では降雨期に於けるこの危険が少いが、反對に一年を通じて土壤の保水量は常に不足する。一般に水は土壤中の植物養分を溶解して植物體に吸収を可能ならしむるのみならず、養分と共に植物體の一部を構成するから、作物の生育にとつて極めて主要なる意義をもつてゐる。然るに滿洲ではこの外になほ右に解れた如き土壤の理學的性質がつけ加はるから、畑作を主とする乾燥農業たる滿洲農業に於いては、濼澆並に排水を内容とする水の問題はより一層切實なる問題とならざるを得ない。ところが、河水濼澆にしる井水濼澆にしる、或は排水溝の問題にしる、濼澆排水施設の統一的事業の如きは從來全く捨て、顧られず、只個々の農家のその場しのぎの對策以上には出てなかつた。



これは極めて例示的を概括的説明に過ぎないが、かくの如き原始的で不完全な農耕方法の欠陥を補ふために、滿洲農業では輪作と畦作の方法が一般に普及してゐる。また後でみるであらう如く、滿洲に於ける單位生産物當に使用せらるゝ人間労働量は水田を主とする日本農業に對比しては寔に少いが、同じ畑作農業たる歐米に比して非常に大いのは、右の如き農耕方法の不完全さに結果する生産力の低下をどえらい人間労働の投下に依つて喰ひ止めんが爲であらう。滿洲の如き乾燥地帯では平作が合理的であるとされてゐる。それにも拘はらず、畦立栽培の普及してゐる原因は、六、七月の降雨期に水が作物の根を腐らすことを防がねばならぬからであるが、然しそれは凡ての原因ではあるまい。畦立栽培は、休閒地の必要をなからしめて土地を隅々までも使用することを可能ならしむるのみならず、先に指摘した如き農具の不完全さから生ずる淺耕の弊害を補ひうるのである。滿洲の輪作は、根の深い作物と然らざる作物との組合せ或は窒素蒐集作物と然らざる

ものとの組合せといふ原則に立つてをり、土壤の肥沃な場合には三年輪作を行ふが、その瘠薄の度を加はへるに従つてその年數を増してゐる。このことから容易の判断のつく如く、滿洲の輪作は、土糞の肥効果の低劣と施用量の不充分とを補ひつゝ地方の枯渴を防止するに役立つのである。勿論このものが、農民の自給的封鎖經濟の保持、天災や病蟲害等による危険の分散、自家労働の平均せる利用等を可能ならしむることは否定できないとしても、それが地方減退の防止の上で演ずる役割も亦劣らず強調されねばならぬであらう。

註一、滿洲國實業部臨時産業調査局「耕種概要篇—北滿農具之部—」

（康徳元年度農村實態調査報告書） 後篇「犁耕法」 康徳

四年六月 一頁

二、「滿洲の農民は輪作をすることによつて單に地方の減退を防止するに止らず、自給作物をその輪作の中に取り入れることに依つて、市場の影響の及ばざる、而してその限りに於いて安全

なる自給的封鎖的經濟を保有することをえ、同時に天災病蟲害による危険を分散し、また勞力の季節的繁閑を多少とも押しならし自家勞力のよりよき利用の途を講じてゐるのである（實業部臨時産業調査局「農業經營篇一」 康徳元年度農村實態調査報告書 康徳四年四月 一一八頁）

以上要するに、滿洲に於ける農業改良は從來何ら行はれず、農耕は文字通りの粗放農法の上に營まれてきた。極端にいへば、これは農作の栽培ではなくして、寧ろ植物の採取に近い。滿洲農業が殆んど毎年僅かの氣候の變化にさへ堪えかねて、豊凶の定まなぬ重要な一原因はこゝに潜んでゐると見なければならぬ。問題を一層明瞭ならしむるために、農業經營費の主要構成要素たる肥料、役畜、農具、賃労働の各々について日滿農家の比較を試むるであらう。單位面積當に於ける資本及び労働の投下量の大小は、言ふまでもなく農業經營の集約度の高低を意味する。第五表に明白に現はれてゐる通り、滿洲に於ける肥料

役畜、農具、賃労働の單位面積當の適用度は、最も早く開け、従つてまた資本主義發達水準の最も高い關東州に於て一番高く、それに次いで南滿、中滿、北滿の順位となつてゐるがこの最高位に位する關東州

第五表 單位面積當經營費の日滿比較（單位的）

種別	日本			滿洲				
	大經營	中經營	小經營	平均	關東州	南滿	中滿	北滿
肥料適用度	九六八	九六六	九六〇	九六〇	三三〇二	二二九〇	三〇四六	〇七九
役畜頭數	〇・四〇	〇・三四	—	〇・三七七	〇・五八一	〇・〇九八	〇・二七〇	〇・五五九
農具適用度	六六・三五	七五・四三	—	七六・九三	一八〇七	一〇・八八	八二・〇	九八・〇
賃労働適用度	一一五・三〇	二九・八二	二五・七六	五六・七一	二五・二〇	六・六	六・三三	六・四三

〔備考〕一、雲坂善次「滿洲農業の資本主義化に就て」（滿洲評論 第十八卷 第二一、二二號 第十九卷 第二、三號）より集計せるもの。

の集約度すら、日本に比して僅かに優つてゐるのは役畜だけであつて、他は悉く問題となりえない程度に劣つてゐる。従来滿洲農業に於ける賃労働と役畜の適用度は、日本よりも高いと普通に考へられてきたのであるが、第五表はかゝる考へ方を見事に覆してゐる。平均數をとつてみれば、肥料に於いて日本は滿洲の約五倍、役畜に於いて約一倍半強、農具の約七倍、賃労働の約五倍<sup>1)</sup>である。かくの如き集約度の開きは當然單位當收量の差となつて現はれるのであり、日本農業は滿洲よりも非常に多くの收穫をあげてゐる。

註一、日本農業が賃労働の適用度に於いてより高いのみならず、自家労働を含めた全労働の投下量に於いても優つてゐる。

第六表 單位當投下労働日數

(A)北滿(單位响。但常時保有勞力ノ年労働日三〇〇日とス)

(B)日本(單位反)

耕作面積高別	常時保有勞力	月工及日工	計	耕作面積高別	全労働	家族労働
一〇响以上	七〇・〇	三・八	七三・八	一五町未満	六二八	五三三
二〇响以上	四七・二	三・一	五〇・三	一五至二〇町	五二八	四五四
五〇响以上	四六・七	五・〇	五一・七	二〇至二五町	四八〇	三七九
一〇〇响以上	三六・五	六・五	四三・〇	二五至三〇町	三九三	三〇五
				三〇至四〇町	三五四	二六九
				四〇至七〇町	三〇六	一六四

〔備考〕一、北滿ハ臨時産業調査局前掲「農業經營篇」(九七頁)ニヨル。日本ハ

東浦庄治「日本農業概論」(昭和九年三月)五四頁ニヨル。

二、北滿ノ一响ハ日本ノ約七段。南滿ノ一响ハ日本ノ約六段。

滿洲農業は投下労働並に投下資本の兩面に於いてかくの如き粗放農事である。それ故に耕作技術の點に於いても又その組織に在つても、滿洲農業には非常に多くの分野にわたつて改良すべき余地が存在する。

別言すれば、農業の生産性を労働の生産性と理解するにしろ或は土地の生産性と理解するにしろ、滿洲農業の生産性を農事改良に依つて高むる可能性は、可能性としてなら充分存在するのであり、現實にもまたかゝる目的に向つての努力がなされてをり、滿洲國の成立以後農事改良のための諸事業は劃期的な發達をなした。肥料改良に關しては肥料試験圃が熊岳城、奉天、公主嶺、ハルビン、佳木斯、克山、安東、凌源等全國三十個所に設立され、農具改良の研究も滿洲農機具改良委員會の康德三年八月に於ける設立以來一段と活潑になり、各種農事試験機關に於ける實驗と相俟つていよいよ進歩しつゝある。その他役畜の改良、作物品種の改良試験の如きも亦格段の發達をとげた。のみならず、かくの如き試験の結果は、合作社を通し、或はまた、模範農村の設置等の方法によつて現實の農家に適用し普及せしめんとするものである。その成績には可成り見るべきものがあらう。それにも拘はらず、なほ吾々は、農事改良による農業生産性の發達を制約する

52

條件は何かの問題を吟味しなければならぬのである。滿洲の土壤の水分保有量は、特別の場合を除けば一般に土壤含水量の五五%以下であつて、作物が最高の收穫を擧ぐるには尙ほ土壤含水量の一七%乃至二五%に相當する水分が不足してゐる。従つて灌溉設備を充分に擴張して現在よりも一七%乃至二五%の水量を供給するならば、大豆の收穫量は現在に比して約五〇%高まり、小麥は約一〇%増收しうる。この實驗の成績が擧つてゐる。棉花に關する遼陽の圃場試験の結果によれば、肥料三要素を完全に施した棉花の收穫は、無肥料のもの一〇〇%に對比して二二四%といふ指數を示してゐる。農具その他に關しても同じことが證明されてゐる。かくの如き試験場に於ける好成绩とは正に反對に、後で關説する通り現實の農業では單位當收穫率が年々低下してゐるのである。學者の實驗と現實の農業との間には飛び越え難い溝が横はつてをり、問題はこゝに伏在してゐるようである。繰反していへば農事改良を行ふ余地、即ち農業への追加資本投下の可能性は充分

に存在するが、かゝる可能性を實現性に轉化せしむるに必要な條件は何か、これが吾々の取り組むべき次の問題とならねばならぬ。

註一、突永一技氏「東滿洲の農業と土壤水分問題」(公主嶺農事試験所研究時報、第七號) 二四頁

二、伊藤龍雄氏「滿洲の棉作と肥料問題」(滿洲農學會報、康德

五年九月第五號)

### 三、農事改良實現の諸條件

滿洲農業に追加資本の投下を妨げてゐる第一の條件は、農作物の種類と性質である。農作物の種類と性質は、先づ地物自然の條件に左右される。周知の如く滿洲では無霜期間が比較的短いため、農作物の種類は相對的に少い。且つ氣候が乾燥し降雨量が少く、土壤の化學的化反應はアルカリ性が多いことが、同様に農作物の種類と性質を決定するのである。滿洲の農作物には禾穀類に高粱・粟・玉蜀黍・小麥・大麥・稻等があり、菽穀類に屬するものに大豆あり、また特用作物に棉花・煙草・甜菜・蘇子(荏)・麻類がある。又その地域的分布をみると、大豆は強鹽基性土壤の地帯を除いては全國的に栽培さるゝが、小麥の生産立地は氣温と温度の關係から主として北滿に偏在する。高粱は南滿の細農地帯に於いて作付歩合最も高くして單作の傾向が強く、北滿に至るに従ひ氣候と土壤の制約をうけて次第に減少する。之と反對の傾向をみるは粟と玉蜀黍である。兩者は共に氣候に對する順應性

が強い上にアルカリ性土壤に對する抵抗力も大であるから、その分布區域は廣いが、前者は特に北滿に於いて、後者はまた東部山岳地帯に夫々高い作付歩合を持つてゐる。水稻は言ふまでもなく水利關係の制約をうけて閩島・安東・通化の諸省に偏在するし、棉花・煙草・甜菜等の生産立地も亦南方に偏在し、果樹と共に南滿の園藝的細農形態を形成してゐる。かくの如くにして滿洲農作物が地物自然の條件から附與せらるゝ特徴は、これらのものが何れも成育期間の短く、且つ乾燥にたえ作物たることであり、また豆類と高粱を除けば他は比較的アルカリ性土壤にたえうる作物たることである。

ところがこれらの諸作物のうち米・小麥及び棉花・煙草等の特用作物は、一般に生産費のかさむ高級作物に屬するが、その反對に大豆・高粱等の普通農作物は、低級な粗収入の少い作物である。如何なる農家にも多少とも作付せらるゝ大豆の約一町歩當の粗収入は、南滿と北

第七表、大豆一陌當粗収入

克山	七三・〇一圓
海倫	九一・三四圓
双城	一一五・二二圓
新京	八九・六七圓
昌圖	一〇八・一七圓
陽	一三四・一二圓
蓋平	一四六・四二圓

(備考)

- 1) 産業部農産科調
- 2) 陌收入ハ康德4年收穫高豫想調査ニヨリ、價格ハ同年10月、11月、12月ノ當該市場價格ノ平均。

滿とて可成の差異があり、この差異は主として前述の如き南北滿農業に於ける集約度の差に基くものであるが、南滿の最高粗入さへ僅か一五〇圓に足りない有様である。日本農業の主作物たる米が一町當六四九・四九圓なるに對比すれば、正に驚くべき低さである。

らう。畑作農業の収入は水田作よりも低いのが普通であるが、それにして滿洲農作物の响當平均の粗収入は、上地について見ても僅かに北滿の五〇圓足らず、中滿の七七圓、南滿の煙草作に於いてさへ一二七圓程度に過ぎないのである。農業技術の改良はそれだけ多くの出費を意味するが故に、粗収入の高い棉花その他の高級作物には農事改良

は直ちに適用されうるとしても、低級作物に在つては甚だ困難となる。然るに大豆を始めとするこれらの低級作物は、滿洲農村に在つては既に固定的形態をとれる基本作物であり、作付面積の上にも又生産量の上でも支配的地位を占めてゐる。滿洲の總作付面積を一、七四〇萬陌としても、大豆・高粱・玉蜀黍・粟の四者でその七四〇に當る。農事改良の可能性の實現は、こゝで先づ第一の制約をうけるのである。

註一、帝國農會『農業年鑑』昭和十四・五年版、二〇七頁、三二二頁より推定せるもの。昭和十三年現在。

二、産業部資料科『滿洲に於ける小作關係』（康徳元・二・三年度農村實態調査報告書）、康徳五年十二月、二七一頁。

三、康徳五年度收穫高豫想調査による。

農作物の種類と性質が先づ地物自然の諸條件に左右されるは既に明かにした通りであるが、然しこれは決して固定したものでない。日本農業が古來米作を中心として發達した點で先天的に恵まれてゐる。然

し日本の太古に於ける米と現在の米との間には大きな隔があり、現在の米の内容には、古より今日に至るまでの日本の國家と社會の長い發達の跡が盛られてゐる。農作物の種類と性質は國民經濟の進歩の程度如何によつて變化をうけるのである。現に滿洲に於いても、農家經營の規模の大小に従つて農作物の作付歩合が異なるのみならず、それが經濟的性質も著しく異つてゐる。大耕作者に在つては相對的に高級なる商品作物の作付歩合は高くなり、また典型的な自家用作物たる高粱や玉蜀黍すらが、大耕作者に於いては相對的に高い商品性をもつてゐるのである。後で詳しく説明する如く、同じ大豆であつても單位當の收穫率は、貧農から富農に上るにつれて増大してゐる。大豆・高粱等々がもつ物理的・化學的性質は同一であるにしても、農民層の區別に従つてそれが社會的經濟的内容も異つて來る。それ故に、問題は農事改良の可能性を制約する社會的經濟的條件の分析に移らねばならぬのであるが、然し農作物の種類と性質がかく經濟的に可變なものであると

言ふことは、他の條件にして充さるゝならば、現在の農作物の下に於いても農事改良による追加資本の投下が幾部分かは可能であることを示してゐる。換言すれば、可能性として存在する滿洲農業生産性の實現を第一に制約するものが農作物であるとの先の命題は、こゝで一つの修正を受けねばならぬのである。

可能性としては充分に存在する農事改良の實現を阻んでゐる第二の條件は、農民の貧困である。今日滿洲農業は如何なる意味に於いても資本主義的農業ではない。然し、可成りの實物經濟的部分を残しつつも尙ほ農民は、市場を離れて生活することが不可能である。かく農民が市場に入り込んでゐることが、農民層に激しい分化を惹起せしめずにはおかないが、現實には滿洲農民は地主、富農、中農、小農、半雇農、雇農の六群に分つことが出来るであらう。このうち地主、富農及び中農上層部に位するものは、彼の土地所有又は經營地の上に依存して裕に獨立の生活を営みうるが、中農下層部に至ると生活に全くの余

裕はなくなり、況んや小農以下の諸群に至つては常に貧困に曝されてゐる。ところが、滿洲の農民戸數の七〇%乃至八〇%前後のものは、中農下層部以下の諸群に屬する。この大多數の農民に在つては、僅かの穀物價格の變動や作柄の出來不出來が、その經營に直接の影響を與へるのみでなく、單なる病人の發生、冠婚葬祭と云ふ如き出來事でも、彼らの生活を脅かすのである。かくの如き農民生活の貧困の下に於いては、農業生産力發達のためにする諸改良は殆んど絶望に近い。無智は貧困と相隣するから、農民の恐ろしいほどの無智も亦頑固に農事の諸改良に抵抗するのである。

滿洲に於ける肥料の重要たる供給源が、家畜則して役畜たることは既に指摘したところである。然るに役畜の所有の大小は、農家經濟の貧豊によつて左右されるから、大多數の農民に在つては自家肥料の増産すら思ふにまかせぬのであり、まして金肥の豊富なる施用の如き全く望みえられないであらう。滿洲の土壤には腐植質と窒素の含有量が



比較的乏しい。従つて土糞の製造に當つて土の代りに蔴草を用ふる方が合理的であると言はれてゐる。<sup>1)</sup>然し葦幹類は農家の大切な燃料たると同時に飼料なるが故に、土糞の性質を變化することが、先づ農家の燃料問題と飼料問題の解決を必要前提とするのであり、更らにこの兩者の解決は農家經濟の貧豊と不可避的關係を保つてゐる。滿洲の在來農具たる犁丈に多少の改良を施すならば、在來犁丈の一日の功程一响のものを三割以上に増加せしむることは困難ではなく、従つて一响當の播種に要する經費を現在の二・九五圓から二・二八圓に低下しうる<sup>2)</sup>と言はれるが、貧弱な農民經濟にとつては些々たる犁丈の改良費が先づ非常なる重味となる。灌漑排水その他の問題についても同様の主張がなされうるであらう。

註一、滿鐵農學試驗場 前掲『滿洲の在來肥料』一三三頁

二、津田守誠氏『滿洲に於ける在來農具の改良について』(滿鐵調査月報、第十七卷第一號)一七〇頁

かくの如く農民層の決定的部分が貧困であると言ふ状態の下では、農事改良の可能性は容易に實現され難いのである。然しこのことは絶對に動かし得ないことであらうか。私はさう考へない。農民の貧困を前提としても、尙ほ追加資本の投下による農生産力の發達は、理論的にも又事實についてみても可能である。たゞその場合には、生産力の伸長に一定の限度があるだけである。日本農民の大部分も甚だしい貧弱な生活をしか營んでゐない。それにも拘はらず、明治維新以來日本農業の資本集約度は目ざましい進歩をとげてた。明治初年に於ける米の生産高を一〇〇とすれば、昭和に入つてこれが一五四となつたが、この期間に於ける反當收量は一〇〇から一三一に上つてゐる。このことは、米收穫高の驚くべき増大が主として單位當投下勞働力と資本の増加に負ふことを示してゐる。北滿に劣らず貧農の多い南滿に於いて、土糞のみならず金肥の施用量も年々僅かながら増加してゐるのである。農事改良の實現を阻む力は、農家經濟の貧困の度合に比例するとはい

へ、この関係は滿洲が農事改良の處女地であるだけそれだけ緩和されるであらう。土糞の化學的性質を改變することは急速に望み難いとしても、現在の生産量六、〇〇〇萬廳を人畜糞尿を利用することに依つて倍加することは、さまで困難ではあるまいし、或は現在の粗糞を製造法に僅かの改良を加はふるならば、その肥効果も増すであらう。農具また然りであり、灌漑排水施設も亦さうである。

とはいへ茲に注意すべきは、かくの如き農民經濟の貧困を前提としての農事改良には極めて狭い限度があることである。第八表に見らるゝ通り、陸稻を除いた各作物の單位面積當の收穫力は、年々減退してゐる。單位收穫量の減退は生産力衰退の結果に外ならぬのであるが、滿洲農業に於けるかくの如き生産力の衰退を齎らすものには、土壤の性質、氣温、降雨量等の地物自然の諸條件もあるであらう。然しそれにも増して重要視すべきは、農民

第八表

第八表、滿洲主要農作物適當生産力の推移(%)

年度	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	水稻	陸稻	其他雜穀
大正十三年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十四年	89.9	99.1	74.5	84.7	78.5	100.1	100.0	100.0	88.2
十五年	84.2	86.1	93.6	79.5	69.4	100.2	100.0	100.0	74.3
昭和二年	84.6	82.4	85.1	78.5	76.6	100.1	100.0	100.0	81.8
三年	84.8	83.7	87.7	77.4	79.9	100.1	100.0	100.0	89.5
四年	84.6	81.4	77.9	77.7	85.1	100.0	100.0	100.0	92.2
五年	80.6	77.8	77.9	80.7	82.1	100.0	100.0	100.0	92.2
六年	80.1	77.8	74.6	76.3	82.7	100.0	100.0	100.0	104.7
大同元年	69.0	66.3	68.5	59.6	77.8	100.0	100.0	100.0	93.1
二年	78.1	75.8	74.7	75.9	82.7	100.0	100.0	100.0	103.5
康徳元年	63.7	62.4	62.4	49.6	66.0	100.0	100.0	100.0	70.2
二年	70.2	69.4	60.5	63.7	67.1	100.0	100.0	100.0	76.4
三年	76.6	77.1	64.5	62.4	74.6	100.0	100.0	100.0	72.6
四年	73.2	73.3	66.5	62.7	69.0	100.0	100.0	100.0	68.9

〔備考〕前掲滿洲農產物收穫高豫想調査ニヨル

の貧困と無智に基く永年にわたつての所謂掠奪農法である。土糞の肥効果は低い上に、その施用量は極端に少い。農具の構造は粗雑であるが、秋耕は殆んど行はれず、灌漑排水は自然に委ねられてある。作物の莖幹や葉根にいたるまで悉く畑から持ち去られて、燃料と飼料に供されてしまふ。畦作と輪作が僅かに地力の枯渴を防ぐ役割を演ずるとはいへ、然しこれには積極的に地力を維持増進せしむべき力がないのである。かくして耕地の酷使が地力の減退を不可避的に進行せしむるのであり、人間の飢えるところでは土地も亦瘦せて行くのである。第八表の示すところでは、大豆・小麥の如き商品作物に對比して、高粱・玉蜀黍・粟等々の自家用作物に於ける收量の低下率が激しい。これは商品作物の耕種が相對的に丁寧になされるからに外ならぬが、僅かの作物耕種の精粗にすら、農民經濟の貧困と掠奪農耕と地力減退との三者間につながる因果の法則が俊烈に現はれるのである。とまれ、滿洲農業に生産力低下の傾向が存することは否定できなないが、このこと

は、農地改良の可能性が充分存在するにも拘はらず、之を現實化する地盤の既に腐朽してあること、換言すれば農民經濟の改革を前提とせざる農事改良は、極めて狭い限界内に閉ぢ込められることを教へてゐる。

農民の貧困は經營規模の極端なる零細性と表裏の關係に立つ。經營規模といふ場合單に耕作面積の大小のみならず、その集約度の高低をも含む。經營規模の大小を區別する標準は地域によつて異り、また自

第九表

及備考

小作別にも異なるが、極く大雜把にみて北滿では二〇响、中南滿では一〇响を以つて界とし、それ以上を大中經營それ以下を零細經營となしうるであらう。然るに第九表に明瞭なる如く、南北滿洲を通じて一戸當耕作面積は何れもこの標準に充たず、北中滿では約二分の一、南滿では約三分の一である。表中無耕作者には地主をも含むが、その大部分は雇農である。この無耕作者

第九表、農家群比率と耕作面積比率

計	北 滿				中 滿				南 滿					
	無耕作者	一响未満	一—二响	二—五响	無耕作者	耕細作者	小作者	中作者	大作者	無耕作者	耕細作者	小作者	中作者	大作者
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
戸數	23.8%	25.6%	6.9%	13.1%	25.0%	29.4%	25.7%	18.9%	1.0%	21.4%	37.4%	19.3%	16.5%	5.2%
耕作面積	1%	0.4%	0.8%	3.3%	1%	5.8%	22.5%	60.6%	11.2%	1%	9.7%	25.7%	55.6%	13.6%
平均戸當面積	1响	0.25	1.31	2.96	1响	1.27	5.21	28.91	5.50	1.44	9.75	28.79	75.90	26.01
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
戸數	23.8%	25.6%	6.9%	13.1%	25.0%	29.4%	25.7%	18.9%	1.0%	21.4%	37.4%	19.3%	16.5%	5.2%
耕作面積	1%	0.4%	0.8%	3.3%	1%	5.8%	22.5%	60.6%	11.2%	1%	9.7%	25.7%	55.6%	13.6%
平均戸當面積	1响	0.25	1.31	2.96	1响	1.27	5.21	28.91	5.50	1.44	9.75	28.79	75.90	26.01

をも計算に入れると、北中南滿とも等しく全農家數の凡そ八〇%までが、標準規模に足りない零細耕者となる。日本に於ける一戸當の平均耕作面積は一町六畝であり、一町以下の耕作者は凡そ全体の七〇%弱を占めてゐる<sup>1)</sup>。滿洲國は日本と同じく零細農業の國である。

〔備考〕一、北滿ノ部ハ實業部臨時産業調査局「土地關係並慣行篇」—康徳元年度農村實態調査報告書—康徳四年六月三九頁、南中滿ノ部ハ産業部資料科「土地關係並慣行篇」—康徳二年度農村實態調査報告書—康徳五年十二月、八四頁—六頁ニヨル。但一戸當平均耕作面積實數ハ筆者ノ計算ニヨル。

二、北滿ハ戸數六八一戸、耕作面積實數八、〇七〇・一响、中滿ハ戸數四〇一戸、面積實數二、三七一・五三〇响、南滿ハ戸數五六九戸、面積實數二〇、〇六四・二六畝。

註一、第十表、日本の耕作面積別農家數

總數	5,633,800 (100)
5反未滿	1,941,488 (34.46)
5反-1町	1,933,172 (34.31)
1-2町	1,236,380 (21.95)
2-3町	319,747 (5.68)
3-5町	130,078 (2.31)
5町以上	72,935 (1.29)

〔備考〕  
 1) 昭和六年農事統計表  
 2) 括弧内ハ百分比

さてこれらの各耕作者群の經濟收支の狀態を第十一表に就てみるに、  
 獨立の耕作者に非ざる雇農と地主を除外すれば、半雇農から上層に進  
 むに従つて収入も支出も漸層し、且つ純収入も増大する。小農が臨時

第十一表  
 及備考

收支に於て(一)となれるは五二圓余の土地購入費のた  
 めであり、富農の同じく二三圓余の(一)は貸付金二六  
 四圓余に影響された結果である。このことを考慮し  
 つゝ、第十一表を更らに検討すると、收支二つながら  
 中農下層を基準として上と下とに截然たる區劃がみ  
 られる。収入に對する支出の割合は各群を通じて同

一であるとしても、富農と中農上層には可成大きい生活の余裕がある  
 に反し、小農以下の諸群には全くそれがみられず、中農下層は兩者の  
 中間に立つてゐる。いま第九表と第十一表を比較すれば、全耕作農家  
 の僅かに二〇%乃至二五%のものが、經濟生活に於ける余裕を持つて  
 ゐるに過ぎない。

第十一表、北滿農家群別一戸當經濟收支（單位圓）

群別	種別	經常			臨時			總差引
		收入	支出	差引	收入	支出	差引	
雇農		九三・九〇	八四・七一	(+) 八・一九	一四・七八	一一・二七	(+) 三・五一	(+) 一一・七〇
半雇農		一二六・九〇	一二三・七七	(+) 三・一三	三六・四六	三〇・五一	(+) 五・九五	(+) 九・〇八
小農		三四八・七三	三三二・三一	(+) 一六・四二	七五・四一	一〇〇・二七	(-) 二四・八六	(-) 八・四四
中農下層		八七七・四八	八一五・二二	(+) 六二・二六	一四三・三六	八五・五三	(+) 五八・〇四	(+) 一三〇・三〇
中農上層		一八二七・七〇	一七一五・六二	(+) 一一二・〇八	二八一・七六	二二八・六二	(+) 五三・一五	(+) 一六五・二三
富農		四一七一・八一	三九二四・三〇	(+) 二四七・七一	六四一・五九	六六五・二五	(-) 二三・六六	(+) 二二四・〇五
地主		二八二・六二	二六八・六七	(+) 一三・九五	九八・二八	九三・八〇	(+) 四・四九	(+) 一八・九〇

〔備考〕一、實業部臨時産業調查局「農家經濟收支」康徳元年農村實態調查報告一康徳四年六月ヨリ作製

かくの如き農家經濟收支に表はれた收支差額の大小は、農業經營に於ける資本集約度の高低の結果であると共に、反對にまたそれを規定

二、調査戸數六八一戸。農家群別一標準次ノ如シ。(1)地主ハ一〇晌以上ノ土地所有者ニシテ且ツ地代收ノ依存スルモノ。(2)富農ハ自作農共ニ一〇〇晌以上ノ耕作者。(3)中農上層ハ自作農デハ五〇晌以上七〇晌マデノ耕作者、小作農デハ七〇晌以上ノ耕作者。(4)中農下層ハ自作農デハ二〇晌カラ五〇晌マデノ耕作者、小作農デハ三〇晌カラ七〇晌マデノ耕作者。(5)小農ハ自作農デハ五晌ヨリ二〇晌マデノ耕作者。小作農デハ七晌ヨリ三〇晌マデノ耕作者。(6)半雇農ハ自作農デハ五晌以下小作農デハ七晌以下ノ耕作者。(7)雇農ハ純然タル賃労働ニヨリテ生活スルモノ。

する。第十二表は之を端的に表明してゐるであらう。農舎・農具・勞賃・家畜・肥料・種子等の諸支出は、貧農から小中農を経て富農に上るに従ひ數學的正確さを以つて増加してをり、富農は貧農小農の凡そ三倍の資本投下をなしてゐる。いま假に第十二表の經常支出を以つて當該年度の生産を維持するに足る資本額とし、またその臨時支出を以つて擴張再生産を可能ならしむる追加資本の投下額とすれば、中農下層以下の農家群に在つては、來るべき再生産の擴張は殆んど不可能に近いと見なければならぬ。ところで、資本支出のうち最も目立つ項目は勞賃と家畜であるが、このことが一体何を意味するか、次の問題となるであらう。

第十二表

第十二表、北滿農家群別一戸當資本集約度（單位圓）

種目別	群別	臨時支出		經常支出		總合計	一响當
		大家畜購入	大農具購入	勞賃	家畜飼料 種畜肥料		
半雇農	小農	〇・四三	一・九二	四・二九	三・三六	一・二・九二	五・八七
中農下層	中農上層	四・四七	一五・五二	一二七・一三	四三六・九九	二七・四七	七・四三
富農	富農	三六・〇五	一一六五・五二	四八・九六	一七〇・四二	七六六・六二	一〇・二四
計	計	一二・〇六	七二・三一	二六六・九五	七三三・〇三	二二七・五二	二二七・五二
計	計	〇・六二	七・四五	四・〇一	三二・八〇	三三・五九	一〇・三・五三
計	計	〇・二四	一・九一	〇・五一	〇・七九	二・八・九七	一八・三九
計	計	〇・八六	九・三六	四・五二	三三・五九	二二七・五二	二二七・五二

〔備考〕前掲臨時産業調査局「農家經濟收支」ヨリ作製

大耕作者ほど絶對的にも相對的にもより多くの人間労働力を使用しうることは言ふまでもない。茲に常時保有労働力といふは家族労働力と年工労働力の總計を指すが、滿洲の農業經營に於いては、労働力の提供者間に分業が行はれてゐる。例へば成人労働は或は老板子として役畜の驅使に、或は打頭的として圍場労働の指揮に、或はまた圍場の雑役に夫々分けて利用される。従つて、より多くの人間労働力を使用しうる大經營に在つては、然らざるものに比

第十三表、常時保有労働力一人當耕作面積（但北滿）

農家群別	耕作面積	實收面積	一人當雇傭月日工延日數
一〇—二〇晌	四・五五晌	四・二九晌	一六・五日
二〇—五〇晌	六・七二晌	六・三六晌	一九・七日
五〇—一〇〇晌	六・七五晌	六・四二晌	三一・八日
一〇〇晌以上	八・九一晌	八・二二晌	五三・四日

〔備考〕前掲臨時産業調査局「農家經營篇」九六頁

してかくの如き分業の効果をよく活かすことが可能となる。第十三表はこのことを如實に示してゐる。即ち大耕作者ほど人間一人當の耕作

面積が大であり、一〇晌乃至二〇晌の小經營では一〇〇晌以上の大經營の僅かに半分にしかなつてゐない。これは役畜についても亦妥當するのである。滿洲農家では役畜は、資本的價値に於いてもまた農耕の労働過程に於いても、重要な地位を占むるが故に、役畜の所有數の大小は農業に於ける資本の有機的構成の高低を示すのであるが、人間労働と同様に役畜の所有數は經營の大小に正比例してゐる。のみならず、大耕作者の役畜ほど質が良く、富農の馬はよく肥えてゐるが、貧農の馬は瘦せて犁丈の重みにさへ堪へかねるのである。かくの如き役畜の質が大小經營に於ける役畜の能力に差異を生ぜしむる。しかも尙ほ、多數の家畜を所有する大經營では、役畜の分業の効果をよく利用しうるのである。大豆・玉蜀黍の整地播種では一般に畦を切り開いて反轉し、そこに下種して更らに歸りの犁丈によつて覆土するといふ作業が行はれるのであるが、その際大型丈を用ひて深耕することが必要とされ、多くの場合六頭乃至一〇頭の役畜が使用される。いま馬六、



第十四表、役畜一頭當耕作面積（但北滿）

農家群別	自作農	小作農
一响以上	四・八响	六・八响
五响以上	四・四	三・六
一〇响以上	四・八	五・四
二〇响以上	四・九	八・二
五〇响以上	七・二	八・四
一〇〇响以上	六・八	七・〇
平均	五・七	七・三

〔備考〕前掲『農業經營篇』四一頁

て足りる。

かくの如く一方大耕作者に於いては相對的に勞働の耕作能率が高いに拘はらず、他方第十五表に見らるゝ通り、耕作面積に對する單位當

七頭と犁丈一個によりてかゝる操作が行はるゝ場合と、一〇頭を四頭と六頭の二組に分ち二個の犁丈を使用して一方では土壤の切り返しをなさしめ、他方では覆土を行はしむる場合とを比較するに、同じ一日で前者は約一响を耕作しうるに對して、後者は二响を耕し、しかも人間勞力の點で前者は四人を要するが、後者はその二倍に達せぬ六人に

第十五表、耕作面積高別响當收量（單位新石）

農家群別	大豆	粟	小麥	高粱	玉蜀黍
一响以上	五・七六	六・八〇	六・九〇	七・八四	七・二七
五响以上	七・一六	五・七三	五・七七	一〇・一九	七・二四
一〇响以上	七・五七	六・三一	六・四二	八・三三	八・一八
二〇响以上	六・五三	七・三八	五・七〇	七・九二	七・三七
五〇响以上	六・三八	七・八五	五・八三	九・〇四	八・九一
一〇〇响以上	七・四八	六・一七	六・二二	八・〇四	九・七九
平均	六・八八	五・九七	六・〇〇	八・四〇	八・二九

〔備考〕前掲『農家經營篇』一三二頁 康徳元年ノ調査ニヨル

收量は各作物とも耕作規模の大小に關連して一定の傾向を示せず、全体としては大小農とも平均してゐる。即ち土地の生産性には差はないのである。従つて吾々がこゝから導き出しうる結論の一つは、一勞力

當の收量が耕作規模が大となればなる程高まると云ふことである。日本や支那とは異り、耕地面積を擴張すべき見込の多い滿洲農業に在つては、農業の生産性の向上をはかる合理的な道は、労働の生産性を高むることであるが、大耕作者群はこの理論的合理性を實踐に於いて證明してゐるのである。けれども大經營に於ける土地單位當收量が小經營に於けると同一であるが、その労働の生産性のみ差異があると言ふことは、反對に言へば大經營の土地の生産性が高いと云ふことに外ならぬ。かくして農業の生産性を土地の生産性と理解するにしろ或は労働の生産性と理解するにしろ、農業の生産性は耕作規模の大きさに比例するのである。滿洲國に於ける農業生産政策の進行に對して重大なる障礙をなす第三の條件は、かくて零細經營規模の支配である。繰返していへば適正規模の確立が問題解決の焦點に立つのである。總とはいへ問題は凡てこれで盡きるか。滿洲農業に於ける零細經營規模を問題とする人は、殆んど例外なく零細化の原因を滿洲農民を支配

80

せる均分相續の慣習に求めてゐる。今ではこれは一つの常識となつてゐる。然しながら均分相續の慣習は、昔の如き威力を最早や持つてゐないのである。たしかにそれが一つの原因であるとしても、主要なる原因ではなく、況んや又原因の凡てはあり得ない。また大經營は比較的北滿に多くして南滿に少いが、かゝる現象の發生せる原因については、南北滿洲の開墾事情の相違といふことも見脱し得ないであらう。然しながら、開墾事情を同じくせる北滿に於いても、相對的に早く開けたところでは零細化の進度が深いようである。その他滿洲に於ける地物自然の條件などについても考察すべきものがあるであらう。けれども重要なことは、經營規模といふ場合、それが單なる耕作面積といふ空間的擴がりをのみ意味せず、經營といふ要素を通じて土地所有と繋がつてゐることである。土地私有制の下に在つては、土地所有を離れては經營規模の問題は成立し難いのである。農民の貧困と零細耕作の問題に關して、農民の經濟收支を中心に分析を展開しつゝ茲まで

進んできた我々は、もう一度農家經濟收支をふりかへつて見るならば、零細耕作者たる中農下層以下の農家群に於いては、何れも經常支出の中で最大項目をなせるは生活費と小作料支拂であり、臨時支出では土地購入と借金の返済が重要な地位を占めてゐる。問題は茲にころがつてゐるようである。農民が極端に切りつめた生活に甘じつゝも尙ほ生活費が支出の重要項目をなすは、只彼らの生活の徹底せる貧困を示すに過ぎず、借金は多かれ少かれこの貧困と關係を持つのであるが、これらの二要素は何れも經營そのものとは關係しない。經營そのものと直接の關係をもつは小作料と土地である。従つて分析はこの兩者に集中されねばならぬ。

先づ小作關係からみる。滿洲の小作關係が全体の中で如何なる地位を占むるかを伺ふために第十六表と第十七表を用意したがこれに依れば農民にして何らの意味で地主・小作の關係に入り込めるものはほゞ全体の半数に達する。そして北から南に下るにつれて自作農の比率の

第十六表、戸數上ヨリミタル小作人ノ地位(%)

總數	地主	小作人	自作農
北滿一〇〇(六八一戸)	一四・七%	三三・〇%	五二・三%
中滿一〇〇(四〇一戸)	一九・三	四一・七	三九・〇
南滿一〇〇(五六九戸)	一一・八	二九・五	五八・七

(備考)一、産業部資料科「滿洲ニ於ケル小作關係」康徳元・二・三年

農村實態調査報告書「康徳五年十二月三頁。

二、地主、小作農トイフハ純地主・兼地主・純小作・兼小作ノ凡テヲ含ム。

三、中滿ノ小作戸數ガ飛ビ拔ケテ大ナルハ調査部落ニ多クノ集團部落ヲ含ムニヨル。

大となるは、南滿農村が相對的に分化の進んだ地帯であるといふこと、一見矛盾するようであるが、然しこの疑問は後で解くこととする。これらの地主と小作人は前述の六農家群にわたつて廣く分布するとはいへ、地主の大部分は上層に幅廣く分布し、小作人はその反對であり、純小作農にして中農層に屬するものは極めて稀である。翻つて地主小作關係を土地の關係から見ても大体同一の傾向を看取しうる。第十七表に示す通り、いま凡ての農地を自作地と貸付地に二分し、土地所有關係の上で兩者の比率を求むると北中滿ではほとゞ五對五となり、南滿では八對二の割合となる。更らに之を耕作者の立場から耕作地に付て第十七表、小作地ノ地位

(A)土地所有關係ヨリミタル地位(%)

總數	貸付面積	自作面積
北滿一〇〇〇〇	四九・六	五〇・四
中滿一〇〇〇〇	四六・九	五三・一
南滿一〇〇〇〇	一六・八	八三・二

(B)耕作關係ヨリミタル地位(%)

總數	貸付面積	自作面積
北滿一〇〇〇	四九・三	五〇・七
中滿一〇〇〇	六八・九	三一・一
南滿一〇〇〇	二八・七	七一・三

(備考)一、産業部資料科前掲『滿洲ニ於ケル小作關係—康德元、二、三年度農村實態調査報告書』十二頁、十四頁

二、北滿十六縣十七部落六八一戸、中滿十縣十部落四〇一戸、南滿十縣十部落五六九戸ノ調査ニ基ク。(A)表北滿ノ總所有地八一七六晌、中滿一七二五晌、南滿一七二九六晌。(B)表北滿ノ總耕作地八〇七九晌、中滿二三七五晌、南滿二〇〇六四畝。

検討するも、大体近似した状態を指摘しうるのである。然し小作地の割合は南滿ほど小さくなつてゐる。かくの如く農地の大半が貸付地であることは、土地の半以上のものが之を自ら耕作し利用する爲に所有されず、徒らに小作料を收得する目的に使用されてゐることを意味し、また耕作地の半が直接耕作者の所有に非すといふ事實は、國土の半分が現實に耕作されて國富を生産する過程に於ては、必ず小作關係を通らねばならぬことを示すものである。小作關係が農業の中で如何なる地位と意義を持つかを判断する要點はこゝに在る。

滿洲の小作形態には、單獨小作と共同小作、永工作と定期小作、分益制と定額制、勞働小作と現物工作と貨幣小作、未だ無小作料の小作ともいふべき白租等様々の種類がある。然し南北滿滿洲を通して代表的なるは物納定額小作制であつて、之につぐものは北滿では物納分益制、南滿では金納定額制である。これらの小作諸形態の異なるに従ひ小作條件當然相違するのであるが、然し當面する課題は小作制度一般に

關する分析ではなく、經營規模との關係に於ける小作關係の問題であり、この問題について重要なるは、言ふまでもなく小作料と小作期間二つである。ところで小作料についてみるに、滿洲の小作料を貫く一般的特徴は、小作料率が高いと云ふことである。一般的にみれば、名目小作料の高さは總收穫量に對して四〇%乃至五〇%前後に在るか地方により又小作形態の如何により相違するは改めて斷るまでもあるまい。分益制では大体北滿に於ける地主の四〇%に對する小作人の六〇%、中南滿の五對五の割合を普通とし、物納定額制になつては一响當り北滿の三石乃至六石、中滿の六石、南滿の最低五石最高一〇石見當であるが、金納制ではやゝ低く、相當り北滿の最低一〇圓最高二〇圓、中滿の二〇圓以上四〇圓、南滿の三〇圓乃至五〇圓を一般の率とみて差支へなす。

然し注意しなければならぬことは、滿洲の小作關係には種々の附帶的諸條件の存在することである。地主側の提供する小作附帶條件は、

彼が小作地の貸出に當つて家屋、それに附屬せる菜園、磨の如きを無料で貸與することであり、小作人側より提供するものには種々の勞働義務と小作料附加物がある。かくの如き小作附帶條件に關する慣習は、北滿では普遍的であるに反して、中滿より南滿に下るに比例して稀薄となり、また小作形態のより古きものほどこの慣習に色彩らるゝ度合が濃い。そしてこれと關連して尙ほ指摘すべきは、租税に關する地主小作の分擔慣習であらう。一般に小作地に關して關税は地主が之を負擔するが、小作人は地方税と公課を分擔するのが普通であり、分擔の割合は小作條件と表裏するのであつて、名目小作料の高き場合は小作人の租税分擔額は低くなる。ところで、地主側の提供する附帶條件が、先に指摘した如き名目小作料の率をそれだけ低下せしむるは言ふまでもあるまい。けれども地主側の附帶條件よりも、小作人の負擔すべき勞働義務、附加物、租税の分擔等の諸條件は遙かに重いのであるから、實質小作料率は名目小作料率よりも高くならざるを得ない。

滿洲農業に於ける生産力の發達水準が極めて低いことは、先に指摘した通りであるが、かくの如き状態の下に於いて、收穫量の四割乃至五割以上が小作料として納入しなければならぬことは、さらぬだに遅れた生産力の發達を愈々抑止する結果となり、小作人の經營を貧困ならしむる。尤も一旦地主の收得せる小作料が再び農地に還元さるゝならば、かくの如き悪結果は生じない。然るに事實は正に反對である。地主の經濟收入の中で最も重要なものは、小作料收入であるが、この小作料がその支出に於ては生活費と化し、高利貸資金の元本となり、たまたま土地に還元することはあつても生産力の發達とは何ら關係なき土地兼併の資金に化するのである<sup>1)</sup>。然るに小作人の支出に於いて最大の項目をなす生活費に次ぐものは小作料支出<sup>2)</sup>であり、この小作料支出が彼の經營を現實に壓迫してゐるのである。先に吾々は役畜一頭當の耕作能力についてふれるところがあつたが、(第十四表參照)之を純自作農と純小作農について比較するに、各農家群とも後者に於ける耕

作面積が大であり、又十八表に於ける人間一人當の耕作面積に關して  
 第十表も同様の傾向が現はれてゐる。これは小作人の經營に於いて  
 八表 人力及び畜力が合理的に働いてゐるがためではない。極端に  
 第十八表、一人當耕作面積(明)

	純自作農	純小作農
一畝以上	一・四五	一・五九
五畝以上	二・八二	三・〇九
一〇畝以上	四・三三	四・五八
二〇畝以上	五・八七	六・八四
五〇畝以上	七・三七	六・九九
一〇〇畝以上	六・三七	九・二〇
平均	四・七二	五・四〇

小作農が畜力費及び勞賃を切りつめざるを得ないがために、成る可く廣い面積に役畜と人力を無理に働かしむることを意味するのであり、小作料の重い負擔が彼の經營にかゝる姿で喰ひ込んでゐるのである。

〔備考〕前掲臨時產業調查局「農家經營」九三頁

註一、第十九表、地主ノ總收入ニ於ケル小作料收入ノ比率

現金	大地主	中地主	小地主	極小地主	平均
一・一〇%		二・六	一	一	三・〇
總評價	六四・七	五九・七	四五・四	二〇・一	四九・九

〔備考〕一、愛甲勝矢氏「滿洲農家經濟收支ニ現ハレタル小作ノ諸問題」

(滿鐵調查週報昭和十三年八月)三頁。但康徳元年ノ北滿調查ニ見。

第二十表、地主ノ經營支出(總評價)ノ中ニ占ムル生産的支出ノ比率

	大地主	中地主	小地主	極小地主	平均
農具農舍費	〇・七四%	三・七七	〇・四三	〇・二七	一・二八
勞賃支出	一六・〇七%	三・一三	一・五二	一	五・一八
家畜費飼料	四・二七%	四・四	四・四二	二・八八	四・一〇
種苗肥料	〇・二五%	〇・二五	一・五三	〇・五三	〇・七五

〔備考〕一、愛甲氏、前掲論文九頁

ニ、小作地ニ直接振り向ケラル、生産的費用ハ、地主ガ榜青トイフ小作人ヲ雇ツテ耕作ヲナス場合ニ負擔スル農具ト役畜ノ費用ノミデアル。コノ費用ヲ除イタ農具農舍費、家畜費飼料費、種苗肥料費ハ、地主ガ自家用ノ菜園ヲ耕作スルニ必要トセラル、モノデアル。勞賃支出ノ大部分ハ、料理人ト家番及豚迄ヲ雇傭スル費用ヲ實質的ニハ家計費ノ一部分ナス。

註一、第二十一表、小作人ノ經常支出ヲ構成スル各項目ノ比率

小作料	公租公課	農舍農具	家畜飼料	種苗肥料	遍撒	勞賃	生活費	燃料	雜支	合計
中農上層	二八〇	二二七	一〇六	九六	六三	〇二	四六	三二	五三	一〇〇〇
中農下層	二八二	二〇〇	九〇	五五	四三	〇四	三五	三〇	五三	一〇〇〇
貧農	二九四	二〇二	五〇	五〇	六〇	〇六	四四	四二	四六	一〇〇〇
半雇農	一六六	一〇一	六〇	三六	三〇	二〇	五九	二五	九一	一〇〇〇
雇農	八三	二〇	二〇	〇二	〇一	〇一	七九	九一	五九	一〇〇〇

〔備考〕 1) 愛甲氏前掲論文 P50  
 2) 支出ノウチ最大ノモノハ生活費デア  
 ルガ下層ニ行クニ從ヒ漸次比率が増  
 大シテオリ、生活費ノ高サハ貧困ノ  
 程度ヲ示ス好指標デア  
 3) 雇農及半雇農ノ主要収入源ハ勞賃  
 デアルカラ之ヲ一應除外スレバ、  
 中農上層カラ貧農ニ向フニテ小  
 作料ノ比率ガ増大シテヲル  
 註目スベキアルコノ表デ生活費  
 及ビ小作料、重サガ諸他ノ項目  
 ノ比率ヲ相對的ニ輕小ナラシメテキ  
 ルコトガ明白ニ看取サレル。

いま指摘した如く、滿洲の小作料率は生産費に喰ひ込むほどの高さであるに拘はらず、小作期間は反對に短期なるを特徴とする。北滿では全小作契約件數の九〇%前後、中滿に於ては七八〇%、南滿では八〇%前後が凡て一ヶ年契約である。更にその繼續年數をみるに、一年繼續のもの凡そ五〇%、二ヶ年繼續のもの約一五%、三ヶ年のもの約一三%である。1) それ故に二ヶ年或はそれ以上繼續するものも、多くは小作料完納を條件とする期間一ヶ年契約の單なる更新に過ぎない。小作期間がもつ重要意義は、小作關係の安定と耕作者の地位の確立に在るか故に、一方に於ける高率小作料の存在を前提として契約期間の極端に短いことは、滿洲に於ける小作關係を不安定なる基礎の上に立たしむる結果となる。しかも之に拍車をかけるものは、小作契約の締結時期が十二月から翌年の三月頃にかけて最も多いことであらう。2) 大多数の小作契約がかくの如き時期に締結せらるゝならば、大多数の小作人をして來るべき耕作に對する準備を不充分ならしむるのみならず、



不利なる小作條件を甘受せしめずには置かない。  
 資本主義的小作制度は、斷るまでもなく營利主義の原則の上に維持  
 さるゝ。それ故にこゝでは小作料の高さは、理論的に總生産價值より  
 利潤、利子、勞賃を控除せる殘額即ち超過利潤と一致するのであり、  
 又小作契約の自由が眞にかゝるものとして成立するは、彼が土地所有者  
 並に資本家と並んだ獨立の企業者なるが故である。翻つて滿洲農業を  
 見るに、その小作料が農業の再生産を困難ならしむるほどの高さなる  
 は、その農業經營が營利企業たるの性質をもつことを否定してゐる。  
 反對にいへば、それは家族の生活維持を目的とせる經營なるが故であ  
 るが、家族生活の維持を原則とする農業經營の下に在つては、契約の  
 自由は契約の自由たり得ず、小作人が轉々として地主を變へ契約を更  
 新するは、實にかくの如き性格の高率小作率の齎らす自然運動に外な  
 らぬ。しかもこのことから結果するのは、徒らに只小作人による土地  
 酷使のみであらう。

註一、前掲「小作關係並に慣行篇」康徳元年度農村實態調査報告書」  
 一〇二頁、全「滿洲に於ける小作關係」康徳元、二、三年度農  
 村實態調査報告書」附表第二十六、七表  
 二、第二十二表、小作契約時期別件數(%)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	其他合計
北滿	二二・三	二二・九	二〇・〇	二〇・二	一	一	一六・六	二〇・八	六・五	七・三	一三・五	一〇〇・〇	
中滿	二八・三	三三・四	三三・〇	六・〇	三・三	一	一・八	〇・三	四・三	八・九	一六・〇	一〇〇・〇	
南滿	二七・九	二四・四	九・六	一・八	〇・五	二・五	〇・二	一	一・三	六・一	二・四	一三・七	一〇〇・〇

〔備考〕(一)ト同様

然し乍ら問はこれのみには留らぬ。一般に地價は小作料收入を一般  
 資本金子の高さによつて資本に還元した額であるから、小作料率が高  
 ければ勢ひ地價も昂騰するが、滿洲の實際を見るに、地價と小作料と  
 の比率即ち地主の土地投資に對する利廻は、大体一割から二割前後で

あり、又地價と土地の収益との比率は、四割乃至六割位である。土地そのものもつてゐる富源生産力は、農産物の總價値の一部を構成するが故に、肥沃なる土地の所有はそれだけ農民の經濟力を増大することとなるが、然し地價が高きに過ぐる場合には、土地を所有することが却つてその經營の基礎を薄弱ならしむるであらう。滿洲に於ける自作農の存立の基礎が極めて不安定である原因の一つは、正に高率小作料に基礎づけられる、地價の高率といふ點に在る。

滿洲國民經濟が今日の急速なる勢を以つて發達しつゝあるは明白であるが、然しなほ商工業の發達は相對的に遅れ、前期的構造をもつ農業が國の支配的産業となつてゐる。かくの如き一般的條件の下に於いて、屢々ふれた如く小作期間の短期なことは、直接に新作者の地位を不確定ならしむるが、更らにまた滿洲では小作人が資本と勞働を追加的に投下しても、その結果生ずる增收部分は徒らに小作料の騰貴を促して地主の所得するところとなるが故に、前者は後者と相俟つて小作

人の土地生産力の増大に對する積極的努力を殆んど不可能ならしむる。

一方にかく生産力の停滯があつて、他方また小作契約が年々更新されて、苟なる小作料の未納が直ちに耕作地を喪失せしむるといふ事情が存在するとすれば、この危険より脱れうる唯一の道は、家族勞働を徒らに強化することに依つて小作料の完納を勵行するか、さもなければ彼の全運命をかけて僅かの土地を買取り自作農となるか、その何れかであらう。この意味に於いて滿洲の自作農は、地代運動によつて變形された小作農の一種に外ならぬ。次表にみる通り、所謂自作農の戸數は南滿に比較的多いとはいへ、北滿に於いても全体の中で可成の高い率を以つて存在してゐるが、その八〇%近くのものか、耕作のみによつては生活の維持困難なる半細耕作者と小耕作者から成つてゐる。また中農下層、小農、半雇農に於いては、多くの場合その臨時收入の中に土地の購買と賣却の二項目が割合重い比重で存在してゐるのである。

第二十三表、自作農の群別調査（戸数）

計	北		南		計
	純自作	自作兼地主	純自作	自作兼地主	
零細耕作者	五二	四三	五九	一六	一〇五
小耕作者	一三	二	四一	五	六〇
中耕作者	七	四	二六	七	三三
大耕作者	五	六	九	二	一一
計	七七	五五	一三三	三〇	四〇七

〔備考〕一、北滿ノ全調査戸数六八一戸、南滿ノ全調査戸数五六九戸

二、前掲臨時産業調査局「土地關係並慣行篇」及産業部資料科

「土地關係並慣行篇」ニヨル

貧しい耕作者の希望は何程のもの土地所有者となることである。し

かも僅かの不意の出来事が彼の所有地を手離すことを余儀なからしむるのであり、かくして貧しい小作農と自作農は限りなき悪循環を繰返さねばならぬのである。

滿洲の農業を貫流する一般的傾向として、時の進むにつれて農業經營の規模が零細化すると共に、小作料が騰貴し、農民劣化が進めば却つて多くの零細自作農が発生するのであり、北滿とは相對的に進歩せる小作制度の普及せる南滿農村にむしろ比較的高率の小作料が行はれ、自作農がより多く存在してゐる。一見相容れざる矛盾の如きかゝる諸現象も、然し右に説明せる小作料及契約期間等に現はれた小作制度の特質からみれば、統一的に理解せらるゝてあらう。とまれ、農業經營に追加資本の投下を妨げ、生産力の發達を抑制してゐる零細經營規模の問題は、小作制度を離れては根底から解決されないのである。

四、結 論

從來多くの經濟學者が主として、研究の對象として來れるものは、

社會經濟である。然るに國民經濟にはこの外には國家經濟が存在し、社會經濟と國家經濟の二者合して一体性の國民經濟を成す。社會經濟を支配するものは自然法則のみである。國民團體の中の基本的共同組織体が國家であり、國家はかゝる基本的共同組織体なるが故に固有の意志をもつてゐる。國家はこの固有の意志をもつて常に國家經濟一例へば國家財政、諸種の國營事業の如し—運営するのみならず、社會經濟の自然法則を監督し統制してゐる。物價の騰落は、社會自然の然らしむるところであるが、國民生活を安定せんがために、國家は常に物價を統制してゐる如き一例であらう。

滿洲建國以前に在つては、滿洲には嚴密なる意味での國家なるものは存在せず、従つて國家による社會經濟の統制の如きは殆んどなかつたと見て差支へない。滿洲の農民社會が今日見るが如き激しい社會的分裂状態に在る主因はこゝに存在してゐる。然るに滿洲建國後に於いては事情は正に一變してゐる。滿洲には今日立派な國家があり、しか

もこの國家は、長くも天照大神の開き給へる神命君主國たるは、先づの同體訓民詔書によりても、又昨康徳七年の國本奠定詔書を拜するも明瞭である。滿洲國農業開發五ヶ年計畫は、かくの如き滿洲國國家が國民經濟上に於ける目的を實現するための意志の行爲である。従つて農業開發計畫が所期の目標に到達しないと云ふことは、國家意志の活動が何物かによつて阻害されてゐることに外ならぬ。前數節で問題とせるところは、謂はゞかゝる國家意志の活動を阻害してゐる原因は何であるかの探求であるが、上來説明せるところによりて明白なる如く、農業開發なる國家目的の實現を執拗に阻害せるものは、農民の貧困にもとづく零細經營と高率の小作料とである。經營の零細化と小作料の高率なるとは、何れも社會經濟上の自然運動の然らしむるところであった。純然たる社會現象である。先に説明せる如く、國民經濟は國家經濟と社會經濟との重積して成れる一体性の總體經濟であり、しかも國民經濟上の目的は、つねに國家による社會經濟の監督統制を通して

のみ實現されて行くのである。從來の經濟學は、社會經濟のみに着眼し、國民經濟の主体たる最も大切な國家の存在を見落してゐる點に重大なる缺陷があるが、社會經濟のみしか視野に映じないとすれ、社會經濟上の問題を解決しうるものは只個人か階級かの何れかにならざるを得ないし、又さうであつた。然るに國民經濟の組織力たり運営力たるものが國家であるとすれば、國民經濟の一分野たる社會經濟上の問題を解決しうる唯一のものは國家のみであつて、それ以外にはあり得ない筈である。

かくして、農業開發の所期の目的を妨げてゐる零細經營の問題と高率小作料の問題は、國家の經濟政策によつてのみ始めて正しく解決されるのであるが、問題解決の具体的經濟政策としては、興農合作社の展開による耕作の共同經營化が最も有力なるものであらう。農地造成地區に於いては既に部分的ながら省營農場制の萌芽は見らるゝが、之を以つて全國的に推すことには些か疑問ありとしなければならぬ。興

農合作社の權能を生産部門にまで擴充し、共同耕作化の傾向を強むることが現在としては最も實現の可能性あり、且つまた正しい方法であらう。然しかく立言するためには、現在の興農合作社の諸機能の充分なる検討と共に、業主權の内容の嚴密なる研究とを必要とするが、こゝでは勿論この二問題を詳細に説明する余裕はない。只私をして右の如き結論をなさしむる所以のものは、結論的にいへば、私は滿洲の興農合作社がその設立の經過からみて單純なる協同組合に非ず、國家の意志を以つて設立せられ國民經濟上の目的をあぐることを最高の目的としてゐることと、業主權の本質は土地の社會的共有性にあるが、既に神命君主國として立派なる國家の滿洲國に存在してゐる以上、これを國家的共有性のものに高むることは理論的に可能なることの二つである。(完)

のみ實現されて行くのである。從來の經濟學は、社會經濟の

昭和十六年 十月二十日 印刷  
昭和十六年 十月廿五日 發行

發行者 東京市神田區駿河臺二ノ一 東亞研究所内  
兼印刷者 伊藤 斌

印刷所 東京市神田區駿河臺二ノ一 東亞研究所

發行所 東京市神田區駿河臺二ノ一 財團法人 東亞研究所